平成２７年第３回定例会

奈井江町議会定例会会議録

平成２７年９月８日　　開会

平成２７年９月１５日　　閉会

奈　井　江　町　議　会

平成２７年第３回奈井江町議会定例会

平成２７年９月８日（火曜日）
午前９時５８分開会

○ 議事日程（第１号）

第１　会議録署名議員の指名について
第２　会期の決定について
第３　議長諸般報告
　１．会務報告
　２．議会運営委員会報告
　３．委員会所管事務調査報告
　４．例月出納定例検査報告
第４　行政報告（町長、教育長）
第５　町政一般質問（通告順）
第６　報告第１号　補助団体監査結果報告について
第７　報告第２号　平成２７年度に公表する健全化判断比率について
第８　報告第３号　平成２７年度に公表する資金不足比率について
第９　報告第４号　平成２７年度奈井江町教育委員会事務事業の点検及び評価報告書について
第10　報告第５号　専決処分の報告について（訴えの提起）
第11　議案第１号　平成２７年度奈井江町一般会計補正予算（第３号）
第12　議案第２号　平成２７年度奈井江町老人保健施設事業会計補正予算（第１号）
第13　議案第３号　平成２７年度奈井江町老人総合福祉施設事業会計補正予算（第１号）
第14　認定第１号　平成２６年度奈井江町一般会計歳入歳出決算の認定について
　認定第２号　平成２６年度奈井江町国民健康保険事業会計歳入歳出決算の認定について
　認定第３号　平成２６年度奈井江町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
　認定第４号　平成２６年度奈井江町下水道事業会計歳入歳出決算の認定について
　認定第５号　平成２６年度奈井江町立国民健康保険病院事業会計歳入歳出決算の認定について
　認定第６号　平成２６年度奈井江町老人保健施設事業会計歳入歳出決算の認定について
　認定第７号　平成２６年度奈井江町老人総合福祉施設事業会計歳入歳出決算の認定について

第15　請願第１号　「介護報酬の再改定を求める意見書」の採択を求める請願書

○ 出席議員（８名）

１番	大関光敏	２番	竹森　毅
３番	遠藤共子	４番	石川正人
５番	三浦きみ子	６番	森岡新二
８番	大矢雅史	９番	森山　務

○ 欠席議員（１人）

７番　笹木　利津子

○ 地方自治法第１２１条により出席した者の氏名（１６名）

町長	北　良治
副町長	三本英司
教育長	萬　博文
会計管理者	篠田茂美
ふるさと振興参事	碓井直樹
まちづくり課長	相澤　公
くらしと財務課長	小澤克則
おもいやり課長	馬場和浩
ふるさと商工課長	横山　誠
ふるさと創生課長	石塚俊也
まちなみ課長	大津一由
健康ふれあい課長	小澤敏博
やすらぎの家施設長	表　久義
教育次長	山﨑　静
くらしと財務課長補佐	秋葉秀祐
代表監査委員	中野浩二

〇欠席した者の氏名（１名）

教育委員長　堀　美鈴

○ 職務のために出席した者の職氏名（２名）

議会事務局長	岩口　茂
庶務係長	栗山ひろみ

（９時５８分）

開会・挨拶

●議長
　皆さん、おはようございます。
　只今、出席議員８名で、定足数に達していますので、平成２７年奈井江町議会第３回定例会を開会します。
　これから本日の会議を開きます。

日程第１　会議録署名議員の指名

●議長
　日程第１、会議録署名議員の指名を行います。
　会議録署名議員は、会議規則第１２２条の規定により、４番石川議員、５番三浦議員を指名します。

日程第２　会期の決定

●議長
　日程第２、会期の決定を議題と致します。
　おはかりします。
　今期、定例会の会期は、本日から１５日までの８日間としたいと思います。
　ご異議ありませんか。

（異議なし）

●議長
　異議なしと認めます。
　会期は、本日から１５日までの８日間に決定しました。

日程第３　議長諸般報告
１．会務報告

●議長
　日程第３、議長諸般報告を行います。
　会務報告は、書面のとおりですので、ご了承願います。

２．議会運営委員会報告　　（１０時００分）

●議長
　議会運営委員会報告について、委員長の発言を許します。
　議会運営委員長、４番石川議員。

（議会運営委員長　登壇）

●４番
　皆さん、おはようございます。
　本日の第３回定例会までの議会運営委員会の開催報告を申し上げます。
　委員会は平成２７年６月１０日から９月８日までに１回開催しております。
　報告致します。
　委員会開催日平成２７年９月２日、調査事項は、第３回定例会に関する議会運営についてであります。調査内容は、①会期及び議事日程について、②町政一般質問について、③議案審議について、④決算審査特別委員会について、⑤請願、意見案、陳情の取り扱いについて、⑥調査等についてであります。
　以上、議会運営委員会の報告と致します。

３．委員会所管事務調査報告　　（１０時０２分）
（まちづくり常任委員会）

●議長
　次に、委員会所管事務調査報告について、委員長の発言を許します。
　まちづくり常任委員長、３番遠藤議員。

（まちづくり常任委員長　登壇）

●３番
　皆さん、おはようございます。
　第２回定例会におきまして付託されました調査事項の調査を終了致しましたので、ご報告を申し上げます。
　委員会開催日７月１３日、調査事項、調査第１号「老人総合福祉施設の管理運営について（現地調査含む）」やすらぎの家施設長、管理係長の出席を求め提出された資料の説明を受け質疑を行った後、現地調査を実施し検討致しました。
　調査内容ですが、１.特別養護老人ホーム入所状況について、２.ショートステイ利用状況について、３.デイサービス利用状況について、４.高齢者生活福祉センター運営状

況について、５.入所者の介護度及び待機状況について、６.やすらぎの家諸行事実施状況について、７.職員に関する事項（やすらぎの家）についてであります。
資料は別紙のとおりです。
意見・要望と致しまして、入所者の高齢化が進むとともに、介護度も重度化する中、介護保険制度の改正に伴い特別養護老人ホームの入所要件が変更となるなど、介護施設の利用環境が変化してきている。
引き続き、入所者の方々が安心して利用して頂ける施設運営、介護サービスの向上に努めていただきたい。
施設のボランティア活動に参加をいただいている町民各位に、心より敬意を表する。
ボランティア会員が減少傾向にある中、一昨年から布切りボランティアは、有償施設支援ボランティア制度により、会員が増加するなどの成果が表れている。今後とも、ボランティア活動全体が活性化するよう期待するものであります。
次に、委員会開催日７月３０日、調査事項、調査第２号「環境衛生（一般廃棄物を除く）について（現地調査含む）」まちなみ課長、管財環境主幹、管財環境係主査の出席を求め提出された資料の説明を受け質疑を行った後、現地調査を実施し検討致しました。
調査内容と致しまして、１.葬斎場関係について、２.墓地関係について、３.畜犬関係について、４.公害関係について、５.し尿処理関係について、６.浴場関係についてであります。
資料は、別紙のとおりです。
意見・要望と致しまして、墓地管理において、急速な少子高齢化などの社会情勢の変化から、墓地の無縁墳墓化、未利用区画の増加が懸念されることなど、墓地使用者の適正な管理に努めていただきたい。
公衆浴場では、地域住民の保健衛生上大きな役割を果たしており、地域住民の交流の場ともなっている。引き続き、経営の安定化支援に努めていただきたい。
公害関係では、近年、苦情申し立てはないものの、今後とも快適な生活環境を守るため、巡視等に心がけていただきたい。
次に、委員会開催日８月１７日、調査第３号「町税の賦課徴収と財政状況について」であります。くらしと財務課長、くらしと財務課長補佐、収納主幹、財政主幹、税務係長の出席を求め資料の説明を受け質疑を行いました。
調査内容と致しまして、平成２７年度賦課課税状況について、１.個人町民税課税状況について、２.法人町民税課税状況について、３.固定資産税課税状況について、４.都市計画税課税状況について、５.軽自動車税課税状況について、６.たばこ税申告状況について、７.国民健康保険税賦課状況について、８.後期高齢者医療保険料決定状況について、９.平成２６年度町税等徴収実績一覧表について。
財政状況につきましては、１.奈井江町の財政構造（２６年度決算）について、２.健全化判断比率の状況（２６年度決算）について、３.主な財政指標の推移について、４.町債残高と公債費の推移（一般会計）について、５.町債残高と公債費の推移（全会計）について、６.各種基金の積立状況について、７.町債発行額の推移（一般会計）についてであります。

資料は、別紙のとおりです。

意見・要望と致しまして、税の徴収において、債権管理条例に基づく徴収対策など様々な手法により努力されており、収入未済額の減少とともに、徴収率の向上に繋がっていると評価する。

税は、町政運営の自主財源であり、公平性の確保の観点からも、今後とも徴収率の向上に努めていただきたい。

財政状況では、地方交付税が減少している中、健全化判断比率は基準を下回るなど健全な財政運営の努力に対し敬意を表するものであります。

次に、委員会開催日８月１７日、調査事項、調査第４号「交流プラザみなクルの管理運営について（現地調査含む）」ふるさと振興参事、ふるさと商工課長、商工係主査の出席を求め提出された資料の説明を受け質疑を行った後、現地調査を実施し検討致しました。

調査内容と致しまして、１.交流プラザみなクル利用状況について、２.平成２６年度北翔大学・北翔大学短期大学部との交流事業について、３.平成２７年度北翔大学・北翔大学短期大学部包括連携事業（案）について、４.「コミュニティカフェ」に関する基本方針（案）についてであります。

資料は、別紙のとおりです。

意見・要望と致しまして、施設開設後、利用者の意見を取り入れた改善が図られる中、子供から高齢者までの一般利用者が着実に増加しているほか、町民の葬儀につきましても、徐々に利用割合が増加していること。北翔大学との交流事業や、町内関係団体によるイベントなど、町民が気軽に利用できる取り組みが進められている内容も報告されました。

本年１０月のコミュニティ・カフェの開設により、高齢者の憩いの場、世代間交流の促進などが計画されている。この新たな取り組みと共に、過去の利用実績に基づき、開館時間や休館日の変更が検討されているなど、多くの利用を期待するものである。

今後とも、新たな取り組みによる管理経費の精査など、適正な管理運営に留意しつつ、中心市街地におけるコミュニテイの拠点施設として、利用者ニーズを的確に捉えた運営がなされるよう望むものであります。

以上、所管事務調査の報告と致します。

（広報常任委員会）　　（１０時１０分）

●議長

広報常任委員長、５番三浦議員。

（広報常任委員長　登壇）

●５番

広報常任委員会の報告を致します。
委員会開催日６月２９日、調査事項、議会広報の実施、調査及び研究について。
調査内容、①委員会の運営について、②議会広報誌の編集について、③議会中継についてであります。
委員会開催日７月２３日、調査事項、議会広報の実施、調査及び研究について。
調査内容、①議会広報誌の試作編集について、②議会中継について。
委員会開催日７月２７日、調査事項、議会広報の実施、調査及び研究について。
調査内容、①議会広報誌の試作編集について、②議会広報誌の発行予定について、③議会中継について。
委員会開催日８月１２日、調査事項、議会広報の実施、調査及び研究について。
調査内容、①町広報誌及び各機関の広報誌発行状況について、②議会広報誌の予算について、③議会広報誌発行に伴う全員協議会への報告、町への要請について。
委員会開催日８月１９日、調査事項、議会広報の実施、調査及び研究について。
調査内容、①北海道町村議会議長会広報研修会への参加、議会広報誌の表現基本について研修致しました。
委員会開催日９月１日、調査事項議会広報の実施、調査及び研究について。
調査内容、①北海道町村議会議長会広報研修会について、②議会広報誌の編集について。
以上、創刊号発行に向けて、準備中であることを報告致します。

●議長
以上で、報告を終了します。

４．例月出納定例検査報告　（１０時１３分）

●議長
次の例月出納定例検査報告につきましては、書面報告のとおりですので、ご了承願いたいと思います。
ご異議ありませんか。

（異議なし）

●議長
異議なしと認めます。
以上で、議長諸般報告を終わります。

日程第４　行政報告（町長、教育長）　（１０時１３分）

●議長
　日程第４、行政報告を行います。
　町長。

（町長　登壇）

●町長
　皆さん、おはようございます。
　第３回定例会大変ご苦労さまでございます。
　第２回定例会以降の主なる事項について、ご報告を申し上げます。
　６月２４日、地域公共交通会議を開催致しまして、効率的な運行の視点をもって、市街地循環線の統合等について、ご議論を頂きました。
　７月６日には、砂川市で発生致しました飲酒運転に起因する痛ましい交通死亡事故から１カ月が経過するなか、砂川警察署管内の行政および交通関係者が集まり、「ストップ・ザ・交通事故２市３町合同集会」を開催致しました。
　７月１４日には、北海道議会および知事に対しまして、加えて７月２９日に道内選出国会議員、各省庁の幹部等に対し、「空知地方総合開発期成会」として、要請活動を行って参りました。
　「地方交付税の確保、充実」、「地域医療の確保と健康施策の充実」等、空知地方の広域的・管内的課題について、強く要請を行って参ったところであります。
　９月１日には、奈井江小学校の児童、教職員と共に災害避難訓練を実施致しました。
　「休み時間に地震が発生したため、先生たちは教室に不在」という想定の中、子供たちが協力し合いながらスムーズな避難行動をとるなど、実り多き訓練になったと考えております。
　次に、ふるさと振興課関係でございますが、今年の米の作況状況について、ご説明を申し上げます。
　８月１５日現在の作柄と致しましては、北空知におきましては、「平年並み」となる見込みが、北海道農政事務所から発表されました。
　９月１日には、町内１６のほ場において農業委員会と共に実施致しました３品種の生育状況に係る作況確認調査の状況におきましても、不稔の状況や病害虫の影響が少なく、町内全域でバラつきのない、良好な作況となっております。
　今後の収穫作業が順調に進み、良品質米による豊作を期待するところでございます。
　８月２２日から２３日にかけて、奈井江町で一番大きなイベントであります「ないえ産業まつり」を開催しております。
　延べ３千人に上る来場者を得て、今年も盛会の中に開催出来ましたことを大変嬉しく感じているところでございます。
　最後になりますが、一部新聞等で報道されております、「ＪＲ奈井江駅無人化」の現在までの状況について報告申し上げます。

６月９日、ＪＲ北海道の駅業務を担当する課長が来庁し、対応したまちづくり課長に対し、一方的に「９月末を持って、奈井江駅を無人化する」との申し出がありました。
高齢者が多い一方で、今後は、奈井江商業高校への通学者数も増えていく状況にあって安全・安心を確保する点からも、無人化については、賛成しかねるものでありまして、その後、２回にわたって、私が担当部長とお会いし、９月末の無人化については撤回致しました。
３月までの間に、改めて駅窓口業務の委託化等について、協議を行うことになっております。
以上、一般行政報告と致します。

（教育行政報告）　（１０時１７分）

●議長
教育長。

（教育長　登壇）

●教育長
おはようございます。
第３回定例会のご出席、大変ご苦労さまでございます。
お手元にございます、教育行政報告に基づきまして、３点について、ご報告を申し上げます。
まず、１点目は、７月６日、９月３日に開催を致しました「奈井江町小中高教育の連携に関する連絡協議会」についてでございます。
連絡協議会の目的は、小・中・高、３校の校長、教頭と私ども教育委員会が一堂に会しまして、小・中・高校の連携について調査研究を行い、出来ることから実践をし、本町の教育環境の向上を目指そうというものでございます。
更には、高校との連携・交流を通じまして、小中学生が、地元高校への理解度が更に高まる取り組みとなりますよう、期待しているところでございます。
次に２点目は、７月１７日開催をされました「北海道第５採択地区教科用図書採択教育委員会協議会」についてでございます。
平成２８年度から、中学校において使用する教科書について、関係法令の規定に基づき、「教科用図書選定委員会」を設置をし、調査研究を行い、その結果報告を受けた後、直ちに「北海道第５採択地区教科用図書採択教育委員会協議会」を開催をし、学習指導要領の目標や内容を踏まえ、空知管内９市１４町で構成する第５地区の教科ごとの教科書を、採択したところでございます。
その結果に基づき、７月２４日開催されました、第７回町教育委員会において、承認をし、来年度から、本町で使用する中学校の教科書を決定したところでございます。

次に３点目は、教育行政報告には記載しておりませんが、本年４月２１日に、小学校６年生、中学校３年生を対象に行われました全国学力・学習状況調査の調査結果が８月２６日、文部科学省より、公表されたところでございます。
全道の学力テストの状況につきましては、報道機関で報道されておりますとおり、本年度におきましても、小学校・中学校とも全国平均に及ばなかったところでございます。
なお、本町の学力テストにおきましては、小学校では、全国平均を上回る教科はありませんでしたが、算数基礎が、全道平均を上回る結果となりました。
また、中学校では、国語基礎が全国平均を上回り、数学基礎が全道平均を上回る結果となったものでございます。
今後、各学校とも、文部科学省から提供されております、詳細なデータを分析・検証を行い、基礎学力の定着に向けまして取り組んで参りたいと考えております。
以上、教育行政報告と致します。

●議長
以上で、行政報告を終わります。

日程第５　町政一般質問　（１０時２１分）

●議長
日程第５、町政一般質問を行います。
質問は、通告順とします。
なお、質問は再々質問を入れて３０分以内でお願い致します。

（１．５番三浦議員の質問・答弁）　（１０時２２分）

●議長
５番三浦議員。

（５番　登壇）

●５番
おはようございます。
本日は町長に２点質問致します。
まず始めに、ＪＲ奈井江駅の無人化について伺います。
ＪＲの担当課長らが７月１日に町役場を訪れ、町長らに『９月３０日で駅の職員配置を解消する』と説明した、という道新記事に、町民は大変な不安を感じています。
質問通告には、その後の経過について報告を求めていましたが、先ほどの一般行政報

告で報告されましたので、ここでは割愛致します。
　さて、無人化と聞くと、まず思い浮かぶのは、乗車券をはじめ定期券、ＳキップやＳキップフォー、遠距離切符の購入がどうなるのか、また、ホテルの予約と切符を組み合わせたサービスや、航空券の予約販売など様々なサービスが受けられなくなるのではないかということが懸念されます。
　また、冬場は列車の遅れや運休などが増えますが、これは最寄りの駅から放送で連絡すれば良いというものではありません。
　特に、障がい者、高齢者、子供などは、遅れに対して、少し待てば列車が来るのか、諦めて取りやめにした方がいいのか、駅員に相談することができなくなったら、大変不安です。
　奈井江町はおもいやりの障がい福祉条例、その第１１条で「町と町民は、障がいのある人の自立した社会生活のため、子育て、教育、就労、社会活動及びその他のあらゆる分野の活動に平等に参加することを協働で推進するよう努めるものとします。」としていますが、駅の無人化はこの精神に逆行しています。
　また、様々な情報をスマホなどで得られる若い人と違い、高齢者にとっても、障がい者と同じように、駅員がいることで様々なバリアフリーが保たれています。
　高校生の通学にとっても、駅員がいることで安心・安全が保たれていると感じるのは勿論ですが、実は町民の中には、駅に男子学生などがグループでいると、それだけで怖いと感じるという声もあります。
　そういう人にとっても、駅員がいると安心ということだと思います。
　その他、ストーブやトイレの管理などを考えても、無人化では安全・安心が保たれません。
　しかも、７月１９日付けの道新社説では、ＪＲの第三者委員会の「ＪＲ北海道再生推進会議」が６月にまとめた提言書で、安全確保と赤字解消のために、「選択と集中」「聖域なき検討」を掲げたと書かれています。
　そして、これを先取りするように、全道的に、利用者の少ない便の便数削減、更に、駅の無人化、その上に、利用の少ない無人駅の廃止、そして輸送密度の少ない路線の廃止、これらを関係自治体に一方的に通告してきたということなのではないかと考えられます。
　これでは公共交通の責任を果たしていると言えないし、地方創生にも逆行するもので、到底受け入れられないと思います。
　先ほどの説明では、窓口業務の委託なども検討されているということでしたが、この点に対して、町はどう対応しようとしているのか、質問致します。

●議長　　（１０時２６分）
　町長。

（町長　登壇）

●町長

行政報告でも申し上げましたけれども、ＪＲ奈井江駅の無人化についてというご質問でございますが、既に新聞等で報道されているとおり、６月９日の日に、奈井江駅を所管する砂川駅長も同席の下、まちづくり課長が、ＪＲ北海道の鉄道事業部の担当課長２名と面談致しまして、「９月末をもって、奈井江駅を無人化する」と一方的な、今、お話ございましたように、申し出がありました。

町内唯一の駅であり、三浦議員も言われたとおり、町民の安全・安心の観点からも、「ＪＲ北海道本社に行き、即刻、中止の申し出をしよう」としていたところでございますが、ＪＲ側から「改めて話し合いの場を持ちたい」との申し出がございまして、役場において、私と事業部長とで面談を行ったところでございます。

私は、地域住民、生活者の気持ちを無視して決定事項とする一方的な通告に対し、激しい憤りを感じ、そのままＪＲに伝えたところでございます。

ＪＲ側と致しましては、「出直してまた来ます」ということになりました。

日を改めて２度目の面談におきましては、まず始めに、この一方的な通告を詫びた上で、改めて説明をしたいとの申し出がありました。

私から改めて、「切符の販売や駅舎の管理、そして乗客の安全・安心を確保する観点からも、ＪＲと致しまして、責任を持って駅員を配置しなければならない。到底、受け入れられるものではない」と強く申し入れをしたところでございます。

ＪＲ側から、奈井江駅の無人化については撤回されまして、地元企業等、民間委託を含めた今後の対応について、継続協議を行っていきたいとの回答を得ているところでございます。

駅の管理等について概要が決まりましたら、改めて議員の皆さん方にも、ご報告したいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思う次第でございます。

以上、答弁と致します。

●議長　（１０時２９分）

三浦議員。

●５番

ＪＲとの継続的な話し合いを続けていくという答弁でしたけれども、その際、是非、高齢者や障がい者、それから福祉関係の方々、また高校生など当事者の声を、是非、ＪＲの方に伝えて頂きたいと思いますが、この点について町長のご意見を伺います。

●議長

町長。

●町長

おっしゃるとおりでございまして、そのことも申し添えておきました。

●議長
　三浦議員。

●５番
　ＪＲに利用者の声が届き、安心・安全に利用し続けることが出来るよう願いまして、次の質問に移ります。
　次に、１８歳選挙権への対応について伺います。
　まず、選挙権年齢を現行の「２０歳以上」から「１８歳以上」に引き下げる改正公職選挙法が成立し、来年夏の参議院選挙から適用される見通しですが、町内の１８歳から１９歳の有権者、つまり参議院選挙で新たに有権者となる人数は何人いるのか、質問します。
　また、全国的にも若者の投票率が低いことが課題になっています。
　若者の政治参加は、町の活性化のためにも大事なことだと考えています。
　かつて、町の合併が問われた時、小中学生や高校生も投票したことがありましたが、あの時、子供の投票が大人の投票率を押し上げたと言われました。
　丁度あの時、私は、高校で担任をしていました。
　投票日の翌日には、他の市町村から通っている同級生に対して、投票してきたことを誇らしげに話していた町内の生徒のことを思い出します。
　初めての１８歳選挙権は、マスコミでも取り上げられることになるでしょうし、大人も改めて、権利行使の意義を考え直す機会にもなろうかと思います。
　そのためにも、町長と語る会で、選挙権行使について高校生の要望を聞くとか、通勤、通学の途中に投票ができるよう、みなクルに期日前投票所を設置するなど、なんとか若者の投票を促す工夫が必要と考えますが、この点について、町長のお考えをお尋ね致します。

●議長　　（１０時３２分）
　町長。

●町長
　三浦議員の２つ目の質問でございますが、１８歳選挙権の対応についてということで、１つ目と致しましては、奈井江町の１８歳から１９歳の有権者数は何人いるのかということでございますが、２つ目としては、若者の投票率を上げるための施策はということでございますが、まず１点目の選挙権の年齢が１８歳以上にまで引き下げられことによりまして、奈井江町として新たに加わる有権者数については、直近の選挙人名簿の定時登録基準日であります９月１日現在では、選挙人名簿の２％に相当する１０１名が加わることになります。
　２点目の若年層の投票率を上げることへの施策についてでございますが、昨年１２月の衆議院選挙におきまして全国の投票率は、全体の５３％と比べ、２０歳から２４歳で３０％、２５歳から２９歳では３５％と、若年層は低水準にとどまっておりまして、国

は、「政治への関心を持たせるよう主権的教育の重要性も含め、若年層への選挙啓発を通じて投票率の向上に努めて行きたい」といっているところでございますが、啓発活動や期日前投票事務については、選挙事務を所管する選挙管理委員会が担当していることから、町長として携わってきたことを中心に致しまして、若年層の投票率向上に係る私の考えを申し上げたいと思います。

大切なことは、「参加すること」であります。

奈井江町では、毎年、児童生徒との「町長と語る会」を開催し、「自分たちの意見で、町が変わっていく」という経験を重ねると共に、奈井江商業高校においては、選挙の際に実際に使われている投票箱を利用しながら、「独自に模擬選挙を実施している」とお聞き致しているところでございます。

また、先ほど、三浦議員からの質問の中でも触れられていましたが、市町村合併に際して行った住民投票の際には、この大きな決断の時に、有権者の年齢を１８歳とし、併せて子ども投票を実施したが、これによって、自分たちが町の動向を自覚し、政治に関わることによって町が変わる。政治に参加した結果、町が良くなっていくということを実体験した。

この経験は、当時、投票した子供たちだけでなく、町としても大きな財産であります。

そこで、来年７月に予定されている参議院議員選挙に際しましては、当時、実際に住民投票に携わった人たち、担当した職員は、もちろんでございますが、投票した人、住民投票の開催にあたり、何度も奈井江町に足を運んで頂いた大学教教授など、有識者の方々などを含めて、住民投票に参加した所感などについて、町の広報誌で特集したいと考えております。

自分たちが取り組んできたことを、今一度、振り返り、投票率の向上に努めていきたいと考えているところでございます。

また、期日前投票について、出来るだけ、みなクル等について、期日前投票を行った方がより効率的でないか、効果的でないか、とこういう提言でございますが、これらについても私どもがやるわけではございませんが、選挙管理委員会が管理致しておりますから、選挙管理委員会の所属だと、こういうふうに考えておりますので、よろしくお願い申し上げたいと思います。

●議長　（１０時３７分）

三浦議員。

●５番

最近の原発再稼働や、安全保障関連法案についての若者の意見表明は目を見張るものがあると思います。

その動きに触発されて、いわゆる大人も意見表明することが大事だと改めて気づかされているところです。

これを一過性のものとしないためにも、なんとか１８歳選挙権が生かされることを願ってやみません。

本日の道新の記事によりますと、道の選挙管理委員会としても、高校生向け、選挙出前講座をするというふうに書かれていました。

道内全校でやられるかどうかは分からないと思いますけれども、このようなことを経て、是非、今回の１８歳選挙権、１８歳まで引き下げたことが生かされることを願って質問を終わります。

●議長　（１０時３８分）

以上で、三浦議員の一般質問を終わります。

（２．６番森岡議員の質問・答弁）　（１０時３９分）

●議長

引き続きまして、６番森岡議員。

（６番　登壇）

●６番

通告にしたがいまして、大綱２件、町長に質問をさせて頂きます。

１つ目の質問は、現在、政府の進める地方創生の中の施策であります「生涯活躍のまち」事業についてお伺いを致します。

この「生涯活躍のまち」事業につきましては、地方創生の中でも重要施策の一つであり、都市部に住む高齢者に地方への移住を促し、周辺住民との交流で地域活性化を目指す構想とのことであります。

この事業は、「日本版ＣＣＲＣ」とも言われてまして、私は英語の発音にあまり自信がないので発言は致しませんが、「継続的なケアをおこなう高齢者の共同体」という意味の英語の頭文字からつけられているそうで、閣議決定されている、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の中では、高齢者が移り住み、健康時から介護・医療が必要となる時期まで、継続的なケアや生活支援サービスを受けながら、生涯学習や社会活動に参加するような共同体というようなことであります。

去る８月末、確か２５日だと思いましたけれども、この「生涯活躍のまち」事業の構想について検討を重ねていた「日本版ＣＣＲＣ構想有識者会議」より、基本的な考え方や制度化の方向性などについての中間報告が取りまとめられまして、公表されております。

中間報告の中では、７つの「基本コンセプト」として、具体的内容については省略させて頂きますけれども、東京圏をはじめ、地域の高齢者の希望に応じた地方やまちなか居住への移住の支援、健康でアクティブな生活の支援、地域社会・多世代との協働、継続的なケアの確保、ＩＴ活用などによる効率的なサービス提供、居住者の参画、情報公開等による透明性の高い事業運営、関連法制度による政策支援の７項目が示されており

まして、今後は、モデル事業や制度化の具体的な内容などについて検討を進めて、本年度末までに最終報告を取りまとめる予定とのことであります。

この基本的構想やコンセプトにつきましては、理解をするところでありますけれども、政府が重点施策として取組む理由についても、自分なりには理解をしているつもりであります。

今後は、今年度、来年度とモデル事業の選定や、予定ですが、平成２８年度には新型交付金による財政支援を計画しているとのことでありますけれども、いざ地方自治体で取組むとなれば、住居の問題や、これは事業主体が「運営推進法人」ということなんですよね。

更には、自治体として、この事業を運営法人を含めて進めていくには、「生涯活躍のまち・基本計画」を策定し、総合戦略に盛り込むことが必要であるということなど、課題と申しますか、難しいことが多いのではないかなと、自分なりには判断をして、簡単に手を挙げては取組むことは難しいのかなというような思いをしております。

８月末現在、２０２自治体が意欲を示している、これは全国の報道でありましたけれども。更に、道内における、これは道内の報道ですけれども、何ヶ所かの市の意向というか、アンケートのような調査のインタビュー記事が確か掲載されていたと思うんですけど、何か所か市町村の見解が述べられていたんですけれども、この事業について、「高齢者の将来的な受け皿となる施設の整備状況を鑑みると、なかなか取組みとしては難しいのではないか」というような記事が掲載されておりました。

国では、今年度中に移住希望者や自治体向けの支援をつめ、先行事例によるモデル事業も始める方針とのことであります。

前段が長くなってしまいましたが、町長は「健康と福祉のまち」として、奈井江町の町づくりを進められてこられました。

その北町長に、この国の進める「生涯活躍のまち」事業、中間報告によるとまだ構想ということで、最終的にはつめられる部分があるんでしょうけれども、この事業に対する所見と、わが町において、可能性としてはどうなんだろうということについて、町長にお伺いを致します。

●議長　（１０時４４分）

町長。

（町長　登壇）

●町長

森岡議員の質問でございますが、「生涯活躍のまち」事業についてということでございますが、まだ完成してないことは、今、お話あった通りでございます。

一般的に、ＣＣＲＣという言葉を使っております。

これは、コンティニューイング・ケア・リタイアメント・コミュニティということでございます。

その省略でございます。
いずれに致しましても、この構想については、都市部の高齢者等の地方移住による「新しい人の流れ」を作るとともに、その地域において、「安心して安全に暮らせる」ことが出来るまちづくりを目指すものでありまして、地方創生を推進する有効な施策の１つとして、認識しているところでございます。
ただ、私が申し上げたのは、東京中野区長さんをはじめてと致しまして、代表者の人が来られました。
そして、私も、道の町村会から５人出席致しましたが、その選ばれた１人でございまして、その中で、申し上げたことは、これは、単なる高齢者の受け皿というふうに取ればいいんですが、ただ、姥捨て山みたいに地方にやればいいということではないよということを申し上げました。
そのことをはっきり申し上げましたところ、国の幹部が、統括官が、はっきり言われまして、その通りだと。私どもはそういうことを考えてない、若いうちから東京よりも地方に行って、地域で活躍できるということで、それを地域に貢献しながら、そして見守って頂きたい、こういう話にかえましたものですから、私はそれならいいですよと、こういうことになったわけでございます。
本事業については、現在、国の有識者会議において検討が行われておりまして、「基本的な考え方」などを取りまとめた中間報告が８月に公表されまして、構想の実現に向けたプロセスが示されたところでございますが、自治体において基本計画の策定が必要となるほか、事業主体として民間事業者などを想定致しておりまして、国が策定を進めている基本方針との整合性と、一定の要件を確保することが、本構想の取り組みに対して求められているところでございます。
クリアしなければならない課題があることも、これまた事実でございまして、しかしながら、本町における人口減少の実態や人口の将来展望を考える時、高齢になっても、この奈井江町に安心して住み続けることができる、あるいは、国が推進する高齢者の都市部から地方への移住に対応した施策の展開が必要ではないかと感じているところでございます。
今後、「ふるさと創生有識者会議」をはじめと致しまして、「子ども・若者・女性」を対象に致しましたプロジェクト会議を設置致しまして、グループ討議を行うなど、幅広い町民からの多様な意見を積み上げ、地方創生に向けた「総合戦略」の策定を進めて参りたいと思います。
「生涯活躍のまち」構想につきましては、年内に公表される最終報告など、今後における国の動向を踏まえながら、本町における取り組みの方向性について、検討して参りたいと考えておりますので、よろしくご理解のほどをお願い申し上げる次第でございます。
以上、答弁と致します。

●議長　（１０時４８分）
森岡議員。

●６番

あくまで今、もうスタートしているものではなくて、確かに質問では言いましたけれども、今、中間構想がまとまって、これから最後、つめる事業でありますので、今どうだこうだということではないんですけど、今、町長の答弁された通りだと思います。

それで、この都市から地方へというのは、地方創生の大きな国の目玉事業の一つで、そのくくりの中の一つがこの「生涯活躍のまち」だと思うんですけど、実はこのことについては、７月に空知の町村議会議長会で、振興局の戦略策定支援担当部長さんが講師として「地方創生総合戦略を考える会」というタイトルで研修がございまして、その中で、結構、力を入れて説明をしていた部分でありまして、これから、その時に中間報告が８月に出ますという話もお伺いしましたし、是非、地元の議会の中で議論を頂きたいというようなことも話がありましたので、その中間報告を楽しみに待っていたんですけれども、それで、報告書は全部プリントして見ましたけど、ちょっと難しい、私の中でね、難しいなという思いもあったんですけど、今、町長の答弁されたとおり、色々な要件やクリアしなければならないことも沢山あるというようなことでありましたけれども、最後、町長が、今後、わが町としても、どういう可能性があるのか、検討されるということでありますので、是非、検討はして頂きたいと思うんですけど、その中で、この事業の前段にもあったんですけど、高齢者の地方の移住に対して、例えば「お試し居住」や「二地域居住」というような制度もありまして、町も、今年、ホームページも刷新される、近々なるんでしょうと思うんですけれども、この事業にのるのらないは、別にしても、やはり、都市部というか、奈井江町に若年、働き手の人が移住して頂くのが一番よろしいことではありますけれども、さっき町長、英語で言ってました、リタイアメントの方も、まだまだ活躍できる、地域に貢献できる、地域と一体で活動できるというような皆さんを、なんとか奈井江町に来てもらうということも、非常に重要なことだと思うんですけれども、その辺について、もう一度答弁お願いしたいと思います。

●議長　（１０時５１分）

町長。

●町長

森岡議員の再質問でございますが、先ほど申し上げた通りでございまして、お年寄りになって具合が悪くなってからですね、ということではいけないわけでございまして、特別養護老人ホームもご案内のとおり、待機者が地方においても沢山います。

そういう意味におきまして、活躍できる、地域に貢献できるという人たちを招致するということについては、私どもはその通りだと思いますから、そういう面で力をより入れていきたい、これから具体的な案を出しますから、それらについても議論を頂きたい、こんな思いを致しているところでございます。

以上、答弁と致します。

●議長　（１０時５３分）
　森岡議員。

●６番
　それでは２つ目の質問に入らせて頂きたいと思います。
　２つ目の質問は、定住促進事業における住宅支援の部分でありますけれども、現在までの状況と新たな支援策について、検討頂けないかということで伺いたいと思います。
　今年度、奈井江町では、まちづくりにおける最重点施策として、定住促進事業に取組まれております。
　町有地の分譲に対するふれあいチケットの贈呈や新築住宅や中古住宅取得に対する助成、民間賃貸住宅における若年、子育て世帯に対する家賃助成、住宅リフォーム助成など、４月から現在まで順調にそれぞれの事業が進められていると理解をしておりますし、まだ年度の半期を迎える前でありますけれども、住宅建設や改修工事等、かなりの成果があるように見受けられます。
　住宅リフォーム助成事業につきましては、６月定例会における同僚議員の一般質問の町長の答弁において、実施状況の説明がありました。
　もう１つの大きな柱であります、新規住宅の建設助成についてでありますが、今年度は、助成金額も増額をされ、さらに子育て世帯には上乗せの助成がある等の施策を講じており、私の感じでは、近年あまり記憶がないぐらいなように、現在、今、数か所において新規の住宅建設が見受けられるような状況の中で、これは重点施策として実施頂いている定住促進事業の結果が出ているんだろうというように思われます。
　そこで、定住促進事業における住宅建設助成の現在までの状況についてお伺いをしたいと思います。
　次に、民間賃貸向け住宅建設助成に対する新たな支援策について、町長の考えを伺いたいと思います。
　現在、民間賃貸向け住宅建設助成につきましては、定住促進事業の中で、１棟あたり、４戸以上の賃貸住宅建設に対して、間取りの要件を定めて実施をされております。
　間取りにつきましては、世帯でも住めると、居住という事を想定されているものと理解を致しますし、これは本当に定住対策として、また若年層の移住を図りたいというようなことについては、本当に重要な事だと思います。
　そこで、私が、今回、町長にお伺いしたいのは、高齢化に向かう現状の中で、自立が出来るという事が基本になると思いますけれども、単身であっても高齢者が安心して暮らせるようなアパートや集合住宅のような賃貸住宅の建設に対する支援も新たに検討する必要があるんじゃないのかなということであります。
　この件につきましては、平成２７年度、今年ですけど、第１回定例会におけます、定住促進対策事業に関する総括質問の中で、再質問として発言をさせて頂き、町長より答弁もありました。
　ですが、質問の趣旨についてはご理解頂いているものと思います。
　現状を踏まえますと、更に今後の事を考える時、私としては是非必要でないのかなと、

重要な事ではないかなという思いが強くございますので、今回、改めて一般質問として取り上げさせて頂きました。
　町長のお考えをお伺い致します。

●議長　　（１０時５７分）
　町長。

●町長
　定住対策の現状と新たな支援策についてということのご質問でございますが、現在までの建設助成状況についてということと、高齢者の集合住宅建設助成についてということでございますが、２点についてお答え申し上げたいと思います。
　少子高齢化や人口減少が進む中、昨年、奈井江町では、第６期まちづくり計画の策定にあたりまして、各界各層、多くの町民とのグループワークを行うと共に、立地企業の若手従業員の方たちと４回にわたって意見交換を重ねまして、この４月から、様々な住宅施策に取り組んできたところでございます。
　そこで、１点目の「住宅建設助成の実績について」でございますが、昨年１年間で６軒の建設に対し、今年は既に住宅が完成した３軒の方から申請を受けている他、６軒の建築確認申請が出されるなど、合計９軒になっております。
　このうち５軒の方が、町外者という状況であり、また過日、販売を行った旧教員住宅についても、町外の方お１人を含め、３軒全ての販売が完了しておりまして、定住対策の取り組みが着実に成果を上げていると感じているところでございます。
　今後もＰＲ活動に取り組みながら、しっかりとした住宅施策に取り組んで参りたいと考えているところでございます。
　２点目のワンルームであっても高齢者が安心して暮らせる集合住宅建設への支援策。集合住宅の助成要件については、社員寮については、所帯を持つまでなど、当面の間の住居であるとの位置づけから、ワンルームでの建設について助成の対象としておりますが、民間アパート等について、結婚などを期に退去する。出産を控えまして、広いアパートを探している、といった人たちへの町外流出を防ぐための「受け皿づくりを促進したい」との考えから、ふた間以上のゆとりある間取りの集合住宅を助成の対象と致しております。
　一方で、高齢者等を対象として建設する場合にあたりまして、「玄関やトイレ、浴室、台所については、共有しても良い」との緩和策に加えまして、戸当たり１０万円の加算も行っているところでございまして、いずれに致しましても、ワンルームによる集合住宅につきまして、改めて熟慮して参りたいと考えておりますので、よろしくご理解のほどをお願い申し上げます。
　以上、答弁と致します。

●議長　　（１１時００分）
　森岡議員。

●６番
　きっと、イメージされている住宅は一緒なのかなというように思いますけど、今、町内の、例えば公住とか一軒家もそうですけれども、自分も２０歳で奈井江に帰ってきましたから、もう３４年いるんですけど、本当にここ近年、知り合いの方が、段々歳をとって、一人では住めなくなったと。夫婦でももう残念ながら住めなくなって、息子たちの所に行くというような人が非常に多く見受けられるんですよね。
　それは、その人の選択でありますから、このまま地域に残るのは、今後の自分たちの生活にとって難しいんだろうという判断の中で、そういうふうに、都会というか、子供さんたちを頼って出ていく、そういう方はまだ幸せな方かもしれません。
　そういう、移住も出来ず一人で本当に大変な住環境でいるという方もいらっしゃるのかなというようなことも思いまして、まして、これからますます、きっと、減ることはなくて、状況的には増えていくんだろうというような思いをしますと、やはり、町でそういうものを建ててというのは、これは難しいことだと思いますので、やはり、民間の方が、建てて頂くというのが一番手法としては良いんだろうということを思う中で、今回、同じこと２回聞いたことになるのかもしれませんけど、もうちょっと条件を緩和をするというようなことが、是非必要で、これはあくまで高齢者の皆さんが、高齢者の方が住みやすいというような縛りの中で、そういう要件について、今一度、検討頂きたいなということを申し上げたんですけれども、今一度、ご答弁をお願い致します。

●議長　（１１時０３分）
　町長。

●町長
　今、おっしゃる通り、奈井江町で一番少ないのは何かといいますと、アパートでございます。
　したがって、そういう意味も含めて、色々と配慮して、今回、やっているわけでございますし、ワンルームについても、今、提言がありましたから、これも考えていくよということでございますし、いずれに致しましても、民間がやって頂くというのが何よりでございますから、そういう誘導策をとっていきたいとこんな思いを致しているところでございますので、ご理解を頂きたいと思います。
　以上、答弁と致します。

●議長
　以上で、森岡議員の一般質問を終わります。
　以上で、町政一般質問を終わります。
　ここで１１時１５分まで休憩と致します。

（休憩）　（１１時０３分）

日程第６　報告第１号の上程・説明・質疑　　（１１時１４分）

●議長
　会議を再開します。
　日程第６、報告第１号「補助団体監査結果報告について」を議題とします。
　提案理由の説明を求めます。
　副町長。

（副町長　登壇）

●副町長
　おはようございます。
　定例会のご出席、お疲れさまでございます。
　１頁をお開き下さい。
　報告第１号「補助団体監査結果報告について」
　地方自治法第１９９条第７項の規定により、平成２６年度に町が補助金を交付した団体の監査をした結果について、監査委員より別紙のとおり報告があったので、同法第１９９条第９項の規定により、これを公表する。
　平成２７年９月８日提出、奈井江町長。
　７月２４日、２８日の両日、平成２６年度に町が行った補助団体の監査を６４事業中４０事業について、実施をし、各団体とも確実に収納し、また事業目的に従って執行していることが認められた旨、報告がありましたので、これを報告するものです。
　よろしくお願いを致します。

●議長
　以上、報告事項ですが、特に質疑があれば発言を許します。

（なし）

●議長
　質疑なしと認めます。
　以上、報告第１号を報告済みと致します。

日程第７　報告第２号の上程・説明・質疑　　（１１時１５分）

●議長
　日程第７、報告第２号「平成２７年度に公表する健全化判断比率について」を議題と

します。
　提案理由の説明を求めます。
　副町長。

（副町長　登壇）

●副町長
　２頁をお開き下さい。
　報告第２号「平成２７年度に公表する健全化判断比率について」
　地方公共団体の財政の健全化に関する法律第３条第１項の規定により、平成２７年度に公表する健全化判断比率を別紙監査委員の意見を付して次のとおり報告する。
　平成２７年９月８日提出、奈井江町長。
　平成２７年度に公表致します健全化判断比率については、平成２６年度決算に基づき算定され、赤字額の規模を示す実質赤字比率及び連結実質赤字比率については全会計において、赤字資金不足は生じていないことから、該当なしであります。
　また、公債費の負担を示す、実質公債費比率については１３．２％、将来における負債の負担を示す将来負担比率については６４．３％であり、いずれの比率につきましても早期健全化基準を下回っております。
　以上、健全化判断比率について、報告致しますので、よろしくお願いを申し上げます。

●議長
　以上、報告事項ですが、特に質疑があれば発言を許します。

（なし）

●議長
　質疑なしと認めます。
　以上、報告第２号を報告済みと致します。

日程第８　報告第３号の上程・説明・質疑　　（１１時１７分）

●議長
　日程第８、報告第３号「平成２７年度に公表する資金不足比率について」を議題とします。
　提案理由の説明を求めます。
　副町長。

（副町長　登壇）

●副町長
　３頁をお開き下さい。
　報告第３号「平成２７年度に公表する資金不足比率について」
　地方公共団体の財政の健全化に関する法律第２２条第１項の規定により、平成２７年度に公表する資金不足比率を別紙監査委員の意見を付して次のとおり報告する。
　平成２７年９月８日提出、奈井江町長。
　平成２７年度に公表致します資金不足比率については、平成２６年度決算における公営企業の資金不足の規模を示すものであり、病院事業会計、老人保健施設事業会計、老人総合福祉施設事業会計、下水道事業会計の４会計において、資金不足は生じていないことから、該当なしであります。
　以上、資金不足比率について報告致しますので、よろしくお願いを申し上げます。

●議長
　以上、報告事項ですが、特に質疑があれば発言を許します。

（なし）

●議長
　質疑なしと認めます。
　以上、報告第３号を報告済みと致します。

日程第９　報告第４号の上程・説明・質疑　　（１１時１８分）

●議長
　日程第９、報告第４号「平成２７年度奈井江町教育委員会事務事業の点検及び評価報告書について」を議題とします。
　提案理由の説明を求めます。
　副町長。

（副町長　登壇）

●副町長
　４頁をお開き下さい。
　報告第４号「平成２７年度奈井江町教育委員会事務事業の点検及び評価報告書について」
　地方教育行政の組織及び運営に関する法律第２６条第１項の規定により、次のとおり平成２７年度奈井江町教育委員会事務事業の点検及び評価報告書を町議会に報告する。

平成２７年９月８日提出、奈井江町長。
本件につきましては、教育委員会より表記の件について、報告ありましたので報告をするものであります。
概要につきましては、担当次長から説明させます。

●議長
山﨑次長。

●教育次長
第３回定例会ご出席、お疲れさまでございます。
別冊の「平成２７年度教育委員会事務事業の点検及び評価報告書」のご用意をお願い致します。
本報告書は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第２６条第１項の規定により、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況について、点検及び評価を行い、その結果に関する報告を行うものでございます。
本年度は、平成２６年度に行いました主要な事務事業の取り組みについて、平成２７年８月４日に開催致しました外部評価会議において、３名の委員から、各事務事業へ、奈井江町の状況に照らし合わせた事業展開の必要性などについて貴重なご意見を頂き、本報告書にまとめたものでございます。
点検及び評価の対象項目につきましては、「平成２６年度教育行政執行方針」に示しました施策の柱８項目に基づき実施した事務事業と、教育委員会の開催状況を加えた９項目からなっております。
４頁をお開き下さい。
１つ目の柱の「１学びの充実」では、５頁から７頁に渡ります８事業に、それぞれ自己評価を行い、外部評価委員から８頁に記載をしております意見を頂いたところでございます。
１つには、学力向上では、それぞれに差はあるが、着実に成果は上がっていると思う。引き続き３５人学級を進めてもらうと同時に、ティームティーチング、特別支援の加配などを推し進めて頂きたい。更に、教育方針を外にアピールすることで、定住対策にも繋がる可能性がある。などの３点のご意見を頂きました。
続きまして、「２豊かな心を育む教育」では、主要な３つの事業の取り組みに関しまして、外部評価委員からは、９頁に記載をしておりますが、携帯電話が普及し、携帯のいじめが流行っている。保護者を含め指導に努めて頂きたい。など２点のご意見を頂きました。
その下の「３心身の健康の育成」では、１１頁になりますけれども、なえっこ見守り隊の活動が充実されるよう、周知方法等の検討をお願いしたい。とのご意見を頂きました。
「４学校教育環境の整備」では、主要な４事業の執行状況に対しまして、１２頁に記載をしておりますが、学校の改修に関しては居心地の良い空間を作っていくことが大切

である。学校の要望を把握しつつ、できる範囲の中で計画的に進めて頂きたい。など２点のご意見を頂きました。

「５生涯学習の推進」では、１６頁までにわたります、主要な１２事業の取り組みに対し、１７頁に記載をしておりますが、ソープカービング講座、ブリザーブドフラワー講座など、時代のニーズにあった新しいものを取り入れることが大切だと思われる。従前の特徴を組み合わせるなどの工夫も良い。など、４点のご意見でございました。

「６青少年の育成」では、２０頁までにわたります、８事業に対し、野外活動で、方向性を変えて取り組むことは良いことである。公共施設等を使ってキャンプを行えば、楽しさも感じられると思うので、可能であれば来年度考えて頂きたい。とのご意見でございました。

「７スポーツの振興」では、２２頁までにわたります６事業に対し、ミニバレーの参加者が減少しているが、少年団等とも連携しながら実施をしていくのが良い。など２点について、ご意見を頂きました。

「８芸術文化の振興」では、４事業に対し、２４頁に記載してございますが、郷土館特別展は奈井江の歴史を知るためにも、展示の機会を増やした方が良い。産業まつりに連動させて展示を行うなど、もっとＰＲをしても良い。というご意見を頂きました。

「９教育委員会活動状況」では、新教育委員会制度に移行しても、引き続き元々の趣旨である文化振興や、子どもたちの育成を引き続きお願いしたいと、ご意見を頂きました。

以上が、平成２６年度に行った教育委員会事務事業の点検及び評価の結果報告であります。

外部評価委員から頂きました意見を真摯に受け止め、今後の事業内容の充実、改善に役立て、効果的な教育行政を推進して参ります。

以上、報告書のご説明とさせて頂きますので、よろしくお願い致します。

●議長

以上、報告事項でありますが、特に質疑があれば発言を許します。

（なし）

●議長

質疑なしと認めます。

以上、報告第４号を報告済みと致します。

日程第１０　報告第５号の上程・説明・質疑　　（１１時２６分）

●議長

日程第１０、報告第５号「専決処分の報告について（訴えの提起）」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。
副町長。

（副町長　登壇）

●副町長
議案書５頁をお開き下さい。
報告第５号「専決処分の報告について（訴えの提起）」
町営住宅の管理上必要な建物明け渡し等を請求する訴えの提起を、平成２７年７月３日地方自治法第１８０条第１項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第２項の規定により報告する。
平成２７年９月８日提出、奈井江町長。
本件につきましては、議会の委任による町長の専決処分第３項の町営住宅及び特定公共賃貸住宅の管理上、必要な訴えの提起、和解、調定及び仲裁に関することに基づきまして、平成２７年７月３日町営住宅賃料未払いによる建物明け渡し等請求にかかる訴えの提起等について専決処分を行ったことから、議会に報告するものであります。
訴訟の内容につきましては、奈井江町字奈江原野〇〇〇〇、高橋〇〇が町営住宅家賃及び駐車場使用料を滞納していることに対し、奈井江町が文書及び訪問による再三に渡る督促、明け渡し請求や入居許可の取り消しを行ったにもかかわらず、これに応じなかったため、平成２７年７月滝川簡易裁判所に対し、町営住宅桜ヶ丘団地２棟１１０号の明け渡し及び未払い賃料の支払いの訴訟を行ったものであります。
なお、この訴えにより、９月第１回口頭弁論が開かれることとなっております。
以上、報告第５号について説明申し上げました。
よろしくお願いを申し上げます。

●議長
以上、報告事項ですが、特に質疑があれば発言を許します。

（なし）

●議長
質疑なしと認めます。
以上、報告第５号を報告済みと致します。

日程第１１　議案第１号の上程・説明・質疑・討論・採決　　（１１時２８分）

●議長
日程第１１、議案第１号「平成２７年度奈井江町一般会計補正予算（第３号）」を議

題とします。
　提案理由の説明を求めます。
　副町長。

（副町長　登壇）

●副町長
　議案書７頁をお開き下さい。
　「平成２７年度奈井江町一般会計補正予算（第３号）」
　平成２７年度奈井江町の一般会計補正予算（第３号）は、次に定めるところによる。
　歳入歳出予算の補正、第１条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ５，３７０万１千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ４８億６，０８２万４千円とする。
　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表、歳入歳出予算補正」による。
　地方債の補正、第２条、地方債の変更は、「第２表、地方債補正」による。
　平成２７年９月８日提出、奈井江町長。
　次の頁をお開き下さい。
　第１表、歳入歳出予算補正。
　歳入、９款地方特例交付金３２万８千円を追加し１１２万８千円、１０款地方交付税１億６４５万円を追加し２３億４５万円、１４款国庫支出金１，１１４万７千円を追加し２億４，４９１万円、１５款道支出金３９７万４千円を追加し３億８，３７２万円、１７款寄附金４０６万６千円を追加し８６１万５千円、１８款繰入金１億２，５８７万６千円を減額し２億４，３７５万８千円、２０款諸収入２，４７９万８千円を追加し１億２，０５９万４千円、２１款町債２，８８１万４千円を追加し４億５，７６１万４千円、歳入合計５，３７０万１千円を追加し４８億６，０８２万４千円。
　歳出、１款議会費３３万７千円を追加し４，５４０万７千円、２款総務費１，７５９万７千円を追加し３億６，２２４万４千円、３款民生費２，０６１万２千円を追加し８億９，８２１万４千円、４款衛生費９２２万５千円を追加し６億８，７５２万６千円、６款農林水産業費１４８万３千円を追加し２億９，６７６万５千円、７款商工費８３０万円を追加し１億５，９８４万４千円、８款土木費２３７万３千円を追加し５億８，０３１万２千円、９款消防費４５万９千円を追加し２億１３３万１千円、１０款教育費１３４万４千円を追加し２億２，６７４万３千円、１２款職員費８０２万７千円を減額し７億３，４７０万９千円、歳出合計５，３７０万１千円を追加し４８億６，０８２万４千円。
　次の頁をお開き下さい。
　第２表、地方債の補正、起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法の順で申し上げますが、起債の方法、利率、償還の方法については従前と変更がございません。
　臨時財政対策債２，８８１万４千円を追加し１億５，８８１万４千円であります。

一般会計補正予算（第３号）の概要について説明を申し上げます。
歳出から説明を致しますので、１５頁をお開き下さい。
議会費では、その他議会運営に要する経費として、議会広報印刷費で３３万７千円を追加。
総務費、総務管理費の一般管理費では、行政情報システムに要する経費として、社会保障・税番号制度に係る関連機器購入、利用環境及びセキュリティ対応負担金、合わせて７０１万９千円を追加。
その他公有財産の維持管理に要する経費では、電波障害への対応のため庁舎及び本町公園の樹木伐採費用で８０万８千円を追加。
１６頁、職員・教員住宅の維持管理に要する経費では、教員住宅内部修繕等で６２万円を追加。
地域振興基金では、ご寄附による積立金４０６万７千円を追加。
徴税費の賦課徴収費では、法人町民税、個人住民税の更正に伴う過誤納還付金及び還付加算金、合わせて１７６万５千円を追加。
１７頁、戸籍住民基本台帳費では、新たに個人番号カード等に要する経費として、印字プリンターの購入費、関連事務委任に係る交付金など合わせて３３１万６千円を追加。
民生費、社会福祉費の社会福祉総務費では、障がい者支援に要する経費として、２６年度障害者自立支援給付費道費負担金の確定に伴う返還金２０万６千円を追加。
１８頁、老人福祉施設費では、地域介護・福祉空間整備に要する経費で、グループホーム「かわせみ」の用途変更に伴う国庫補助金の返納金１１４万８千円を追加。
介護サービス提供基盤等整備事業に要する経費では、グループホーム「かわせみ」による、認知症ディサービス施設建設に係る補助金２８９万３千円を追加。
２１頁にわたりますが、高齢者対策費では、介護保険の地域支援事業制度改正に伴い、地域包括支援センター運営に要する経費で、人件費の精査を行い、一般職給料・職員手当等、共済費、退職手当組合負担金、合わせて８０２万７千円、その他コミュニティ・カフェの臨時職員賃金・社会保険料の精査、関連する消耗品費や印刷製本費、シンクの設置工事、地域ケア会議研修会に係る費用など合計８７１万２千円を追加計上。
生活支援体制整備事業に要する経費では、体制整備に係る勉強会、先進地視察、アンケート調査、生活支援コーディネーター業務委託料など合わせて３６４万円を追加計上。
２２頁の、介護保険推進費では、介護保険事務に要する経費として、空知中部広域連合への地域支援事業総合事業分の負担金３６３万６千円を追加計上致しております。
児童福祉費の児童福祉総務費では、障がい児通所支援に要する経費として、平成２６年度障害児入所給付費国・道費負担金の確定による返還金３７万１千円を追加。
認定こども園費では、平成２６年度保育緊急確保事業道費補助金の確定による返還金６千円を追加計上致しております。
２３頁の、衛生費、保健衛生費の予防費では、一般成人病予防事業に要する経費として、自殺予防対策に係るパンフレットなど８万円の追加。
小児慢性特定疾病児に要する経費では、在宅に係る日常生活用具の扶助費２５万円を追加計上。

環境衛生費では、地球温暖化防止対策に要する経費として、未利用熱の有効活用の事業化に向けた検討委員会の開催、事業化計画の策定業務委託料、合わせて８８９万５千円を追加計上。

２４頁、農林水産業費、農業費の農業振興費では、環境保全型農業直接支払交付金に要する経費として、対象活動の増により１４８万３千円を追加。

商工費では、商工業振興に要する経費として、企業が行う木製チップ高断熱シートの開発に対する、新技術・地域資源開発補助金８００万円、多機能型交流施設商店街活性化交付金３０万円、合わせて８３０万円を追加計上致しております。

２５頁、土木費、道路橋りょう費の道路維持費では、道路の維持管理に要する経費として、町道維持管理等委託料２１６万円を追加。

除排雪に要する経費では、ロータリ除雪車の修繕料２１万３千円を追加。

消防費では、砂川地区広域消防組合に要する経費として、本部指令台保守点検に係る奈井江町負担分４５万９千円を追加計上致しております。

２６頁の、教育費、中学校費の学校管理費では、その他中学校管理事務に要する経費として、３階男子トイレ小便器フラッシュバルブ取付配管修繕１８万３千円の追加。

社会教育費の公民館費では、陶芸センターの管理運営に要する経費で、窯の熱線張替修繕料で５万９千円。

文化ホール費では、文化ホールの管理運営に要する経費で、ボイラー室熱交換器の取替修繕料で１１０万２千円を追加計上致しております。

２７頁の、職員費の職員給与費では、地域包括支援センター運営に要する経費への振替えにより、一般職給料、職員手当等、共済費、退職手当組合負担金合わせて８０２万７千円を減額計上致しております。

次に、歳入について説明致します。

１２頁にお戻り下さい。

地方特例交付金では、住宅借入金等特別税額控除に係る減収補てん特例交付金の確定により３２万８千円を追加計上。

地方交付税では、普通交付税の確定により１億６４５万円を追加計上。

国庫支出金、国庫補助金の総務費国庫補助金では、個人番号カード交付事業補助金で２２５万３千円を追加。

衛生費国庫補助金では、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金で８８９万４千円を追加。

１３頁の道支出金、道補助金の民生費道補助金では、介護サービス提供基盤等整備事業費補助金で２８９万３千円を追加。

衛生費道補助金では、自殺予防普及啓発事業補助金７万９千円、小児慢性特定疾病児日常生活用具給付事業費補助金で１８万７千円を追加計上。

農林水産業費道補助金では、環境保全型農業直接支払交付金１１１万２千円を追加。

電源立地地域対策交付金では、発電量の確定に伴い２９万７千円の減額計上であります。

寄附金では、荒木昭子様､山本暉人様、碓井フクノ様、奈井江町立白山小学校同窓会

様、また、ふるさと応援寄付金で近藤貴様ほか２０６名の方のご寄附、合わせまして４０６万６千円を追加計上致しております。
　諸収入、雑入では、介護サービス収入で総合事業移行者分の精査により３６万１千円の減額。
　障害者自立支援給付費における国・道費過年度分精算金３１１万８千円を追加。
　事業関連雑収入では、地域介護・福祉空間整備等補助金返還金により１１４万７千円の追加。
　地域支援事業収入で１，２８９万４千円を追加。
　新技術・地域資源開発補助金８００万円を、それぞれ追加計上致しております。
　町債の臨時財政対策債では、金額の確定により２，８８１万４千円を追加計上致しております。
　以上における歳入歳出の差１億２，５８７万６千円につきましては、１４頁、歳入予算における、財政調整基金繰入金を同額減額計上して、収支の均衡を図ったところであります。
　以上、補正予算の概要について説明致しましたので、よろしくご審議の上、ご決定をお願い致します。

●議長
　説明が終わりましたので、質疑を行います。
　５番三浦議員。

●５番
　総務費と民生費に係る２点、質問致します。
　まず、議案書１５頁の２款総務費の１項１目一般管理費で、行政情報システムに要する経費７０１万９千円と、議案書１７頁の同じく総務費の３項１目戸籍住民基本台帳費で、個人番号カード等に要する経費３３１万６千円が計上されていますが、これはいわゆるマイナンバー制度の実施に係る経費だという説明がありました。
　このことに関連して、質問致します。
　まず、総務省が示した管理体制を、奈井江町としてはクリアしているのかということについてです。
　番号を管理する基幹系システムとインターネットに繋がる情報系システムは完全に分離されているのか。
　それから、情報漏れ対策を講じているか。
　そして、その対策が制度開始に間に合うかどうかという点について質問します。
　次に、９月３日付けの北海道新聞によると、総務省の調べで「通知カード」が、全国で２７５万世帯に届かない恐れがあるとの報道がされていますが、奈井江町の場合は、この点はどういう見通しか、伺います。
　また、これも、９月４日付け北海道新聞で、総務省の調査では、「制度の認知度」は半数割れだという事ですが、奈井江町としてはマイナンバー制周知のための情報提供は

どのように行ってきたのか。
　更に、福祉関係者からは、認知症高齢者や障がい者の中には、「通知カード」が何か判断できない人もいるという指摘もあると言われていますが、奈井江町として、このことについてどういう対策を考えているのか、質問します。
　次に、２点目ですが、議案書１８頁、３款民生費の１項８目高齢者対策費の地域包括支援センター運営に要する経費８７１万２千円について、金額の大きい部分、給料４００万６千円と、生活支援体制整備事業に要する経費の委託料３００万円について、詳しく説明を頂きたいと思います。
　それと合わせて、議案書２７頁、１２款職員費の１項１目の職員給与の職員給与等に要する経費でマイナス８０２万７千円、地域包括支援センターの運営との振替という説明がありましたが、この点についても、どこにどういう人が配置されるか、ということを含めて詳しく説明して頂きたいと思います。
　以上です。

●議長
　おもいやり課長、馬場課長。

●おもいやり課長
　第３回定例会出席お疲れさまでございます。
　只今の三浦議員のご質問、大きく４点かと思いますが、ご説明を申し上げさせて頂きたいと思います。
　まず１点目の管理体制ということで、総務省が調査した内容をクリアしているのかという、システムの関係だと思いますが、本件につきましては、総務省から６月と８月に通知があったところでございます。
　当町は、北海道町村会の北海道自治体情報システム協議会に加盟をしているところでございまして、会員３６市町村会で共同運用を行っているところでございます。
　１自治体だけの対策ではなく、協議会としての運営を実施しているものでございます。
　協議会からは、国、道との協議の中で、２段構えのセキュリティ対策が指示されたところでございまして、１つには、平成２７年１０月５日までに既存住基及び統合宛名を情報系ネットワークと分離すること。２つ目は、平成２８年３月までに全ての基幹系と情報系ネットワークの完全分離ということの協議を行っておりまして、それぞれ対応がなされる予定となっておりますので、ご理解頂きたいと思います。
　また、２つ目の情報漏れ対策を講じているかというところでございますが、こちらにつきましては、今回の補正予算に計上しましたが、当町の現システムにおけますインターネットに繋がる情報の入口、出口で門番の役割を果たすファイアーウォールの設置、この他、これらの環境整備と併せて、全職員の情報セキュリティー意識向上を図る研修会等の対策を合わせて講じる予定でございますので、ご理解頂きたいと思います。
　対策が制度の開始に間に合うかということでございますが、冒頭に答弁させて頂いたところでございまして、２段構えの対応が、それぞれ１０月５日、２８年３月までに全

て、改修されると、完全分離されるということでございますので、ご理解を頂きたいと思います。

大きく２点目でございますが、総務省の「通知カード」の世帯、全国で２７５万世帯に届かない恐れがあるということでの奈井江町の場合はどうかということでございますが、三浦議員のご指摘のとおり新聞報道がされているところは承知しているところでございまして、当町におきましては、総務省からのマイナンバー関連と致しまして「住民票に記載する住所の居室番号の適切な記載について」の通知に基づきまして、平成２６年５月より、アパート名と居室番号や老人、障がい者施設並びに企業の社員寮等の住居表示を登録する調査を実施しております。

平成２７年６月に住民票への、これら記載作業を完了したところでございますし、これらを踏まえて通知カードにつきましては簡易書留による発送を予定しているところでございます。

あわせまして、今月９月広報のマイナンバー制度の中で、『住民登録している場所でマイナンバーが記載された「通知カード」を受け取ることができない方への居所情報を登録してください』という内容の周知もさせて頂いたところでございまして、これに基づきまして、町立国保病院や健寿苑等の長期間の入院や入所が見込まれる方への居住情報の登録の協力も依頼をしているところでございます。

こういったことで、「通知カード」が届くよう工夫しておりますので、ご理解の方をお願いしたいと思います。

また、３点目になりますが、奈井江町独自での周知のための情報提供はどのように行ったかということでございますが、これまでの町の周知につきましては、広報に平成２７年４月号、８月号、８月１５日アイボックス、９月号に掲載しました他、制度周知のための町ホームページに、バナー掲載を実施してきたところでございます。

今後の予定になりますが、内閣府作成の制度概要パンフレットの班回覧や引き続き広報へのマイナンバーに関する情報の連載を考えておりますので、ご理解の方をお願いしたいと思います。

最後に４点目でございますが、認知症高齢者や障がい者の中で、「通知カード」が何か判断できない人もいるという指摘があるという中で、奈井江町はどのように対策を考えるかというところでございますが、こちらにつきましても、広報等によりまして、「通知カード」並びに「個人番号カード」は大切なものであり、無くさないように大切に保管して下さいという管理上の周知も必要なのかなというふうに考えているところでございますし、合わせまして、「通知カード」が何かを保健師、地域包括支援センターやケアマネージャー、ヘルパーサービスを行っている事業者等の訪問、面談の中で、本当に大切なカードだから大事にしまっておいて下さいねというような、声掛け等々の取り組みについて連携を図りながら、そうした説明もしていくことを予定しておりますので、ご理解頂きたいと思います。

●議長

健康ふれあい課長。

●健康ふれあい課長

健康ふれあい課関係のご質問２点ということで、お聞きをしてございます。

まず１点目の給与の関係でございます。

この地域包括支援センター運営に要する経費の人件費の掲載、いわゆる職員給与費から振替を行ったということでございますが、これにつきましては、地域包括支援センターの専任職員が、２６年度までは２名体制でやってございましたが、それを４月１日付で３名に１名増員をさせて頂いております。

いわゆる包括支援センターの運営の強化ということで３名体制に切り替えたわけでございますが、そのうちの当初予算におきましては、２名をこの地域包括支援センター運営に要する経費の中で、人件費をみてございました。

それで、今回、歳入の方で計上させて頂いておりますが、地域支援事業収入の追加計上によりまして、この財源をもとに、もう１名の専任職員の人件費の一部をこの経費の中で計上させて頂き、人件費の補てんをしていきたいと考えているところでございまして、その上での今回の職員給与費からの振替ということでご理解を賜りたいと思っております。

それと２点目の、生活支援体制整備事業に要する経費の中の委託料の関係でございます。

２２頁に掲載してございますけれども、この委託料につきましては、今回の介護保険制度改正によります新たな介護予防・日常生活支援総合事業を推進する上で、特に日常生活における支援サービスを、行政はもとより、住民の方々や民間事業者など、地域全体で支える仕組みが重要であると思ってございます。

今後、住民自らが支援活動に参画し、相互に協力しながら住民同士が支え合うためには、ボランティア活動ですとか、小地域ネットワークの推進など、普段から直接住民との関わりが深く、取り組みを進めております社会福祉協議会に１０月からこの生活支援コーディネーターを配置を致しまして、業務を委託しながら、地域包括支援センターとの連携のもと進めていきたいと考えてございます。

委託料の内容につきましては、生活支援コーディネーター人件費分と致しまして１５０万円、それと社会福祉協議会で設備が必要になりますので、パソコンですとか、机、物品棚等々の備品ですとか、消耗品、それと包括支援センターとのネット回線設備等で５０万円、それと生活支援コーディネーター活動に要する外部研修参加旅費、それと社会福祉協議会での生活支援サービス向上のための研修会開催費用等で１００万円、合わせて３００万円を委託料として計上させて頂いております。

なお、この財源につきましては、１４頁に記載しておりますが、地域支援事業収入の追加補正分１，２８９万４千円の中で補てんすることになってございます。

よろしくご理解を賜りたいと思います。

●議長

三浦議員。

●５番
　２点の質問については理解致しましたが、ただ、マイナンバー制度については、スタートを急ぐ国の方針に、ちょっと怒りを感じています。
　今後、利用の範囲が広がることが予想されることから、くれぐれも慎重に進めて頂きたいと思います。
　また、高齢者の生活支援については、今後、少子高齢化が進む本町におきまして、喫緊の課題だと思います。
　予算が活かされて、安心して住み続けることができる町づくりが進むことを期待致しまして質問を終わります。

●議長
　その他ございますか。
　森岡議員。

●６番
　それでは、只今の平成２７年度の一般会計補正予算（第３号）の中で、歳入項目で１点、歳出項目で２点、質問をさせて頂きます。
　まず歳入におきましては、１２頁におきます地方交付税、先ほど確定によりというご説明がありましたけれども、今回１億６４５万というかなり大きな金額の交付税が補正されておりますけれども、この内訳というか、理由につきまして、説明を頂きたいと思います。
　それと、歳出におきましては、２３頁から２４頁にかかわります地球温暖化防止対策に要する経費ということで、各種関連委託料ということで８８１万３千円、今回補正されておりますけれども、昨年度も流域下水道において、余剰ガスの利用についての調査がございましたけれども、それの関連もあるのかどうかその辺も含めまして、今回は地熱の利用の可能性を探るということでありますけれども、調査事項のもう少し詳しい説明をして頂きたいと思います。
　合わせまして、商工費におきまして、こちらも補助金の８００万ということで、これは木製チップの再利用ということで、確か断熱材というような説明があったと思いますけれども、これも調査の内容、調査をすることだと思いますが、内容につきまして、もう少し詳しい説明を頂きたいと思います。
　以上、お願いします。

●議長
　くらしと財務課長。

●くらしと財務課長
　只今の森岡議員の１点目の普通交付税の質問でございますが、本年度の普通交付税の

交付決定額についてでございますが、前年対比２２０万０．１％減の２０億６，０４５万円となったところでございます。
　交付の内訳と致しましては、地域経済雇用対策費、公債費の減少、基準財政収入額の増加など交付額が減額となる要因もございましたが、一方で地方創生を推進する観点から、新たに創設されました人口減少等特別対策事業費によりまして１億１，５７８万円が加算され、ほぼ前年並みの交付額となったところでございます。
　なお、人口減少等特別対策事業費の創設につきましては、国の地方財政計画で予定をされておりましたが、細かな算定方法が示されていなかったことから、当初予算にこの金額を計上していなかったことから、今回、他の算定項目と合わせて、今回の補正予算により精査をさせて頂くものでございますので、ご理解を頂きたいと思います。

●議長
　続きまして、まちなみ課長。

●まちなみ課長
　森岡議員の２点目のご質問でございます。
　地球温暖化防止対策に要する経費の今回の補正につきましてでございます。
　昨年、二酸化炭素排出抑制対策事業費で、エネルギー需要が大きい「町立病院」「やすらぎの家」「健寿苑」「ひだまりの家」を、未利用熱を有効活用しました調査について、検討を行いました。
　調査結果につきましては、一定の条件のもと、それぞれ事業化の可能性があるということで、報告を行いました。
　今回の補正につきましては、ＣＯ２排出量削減に取り組むため、昨年行いました未利用熱の病院、福祉施設の有効活用に係る事業化可能性調査の結果に基づきまして、事業採算性・ＣＯ２削減効果が大きい「やすらぎの家」のＡ重油削減に繋がる地中熱ヒートポンプシステムについて検討致し、地中熱利用に関して確実性を高めるため、実証実験でございますが、現地でボーリング調査を行い、熱需要、事業性など具体的な検討を行う費用でございます。
　なお、本事業につきましては、環境省の１００％補助金を活用して実施するものであります。
　よろしくご審議の上、ご決定をお願い致します。

●議長
　ふるさと商工課長。

●ふるさと商工課長
　只今の森岡議員のご質問にお答えしたいと思います。
　商工費において計上しております新技術地域資源開発補助金ということで、８００万計上しておりますが、それの具体的内容ということだと思いますけれども、まず、木質

チップ、これの未利用の木質チップと羊を飼育する業者から排出される羊毛を用いた超高断熱シートの研究開発を行うということで、これら研究を開発をしまして、道内の住宅ですとか、そういった断熱に使用していくということでなってございます。

これにつきましては、今、研究開発を進めているということでございまして、それに対しての補助でございますが、合わせまして、歳入におきまして、新技術の地域資源開発の補助金を同額受けることになってございますので、ご理解の程をよろしくお願い致したいと思います。

●議長

その他に質疑ありませんか。

（なし）

●議長

質疑を終わります。

討論を行います。

（なし）

●議長

討論なしと認めます。

議案第１号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（異議なし）

●議長

異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決されました。

ここで昼食のため、１時１５分まで休憩と致します。

暫時休憩します。

（昼休憩）　（１２時０３分）

日程第１２　議案第２号の上程・説明・質疑・討論・採決　（１３時１２分）

●議長

それでは休憩前に引き続き、会議を再開します。

日程第１２、議案第２号「平成２７年度奈井江町老人保健施設事業会計補正予算（第

１号）」を議題とします。
　提案理由の説明を求めます。
　副町長。

（副町長　登壇）

●副町長
　議案書２９頁をお開き下さい。
　議案第２号「平成２７年度奈井江町老人保健施設事業会計補正予算（第１号）」
　総則、第１条、平成２７年度奈井江町老人保健施設事業会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。
　収益的収入及び支出の補正、第２条、平成２７年度奈井江町老人保健施設事業会計予算第３条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。
　収入については補正がありません。
　支出、第１款介護老健事業費用４０万４千円を追加し２億３，９５５万７千円。
　平成２７年９月８日提出、奈井江町長。
　本件につきましては、収益的支出でご説明致します。
　３１頁をお開き下さい。
　介護老健事業費用、営業費用の経費で、非常用発電装置等の修繕費４０万４千円を追加計上致しております。
　以上の結果、単年度実質収支で９４１万５千円の赤字となり、繰越実質収支では９２５万８千円の黒字を見込んでおります。
　以上、補正予算の概要について説明致しましたので、よろしくご審議の上、ご決定をお願い致します。

●議長
　説明が終わりましたので、質疑を行います。

（なし）

●議長
　質疑なしと認めます。
　討論を行います。

（なし）

●議長
　討論なしと認めます。
　議案第２号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（異議なし）

●議長
異議なしと認めます。
本案は、原案のとおり可決されました。

日程第１３　議案第３号の上程・説明・質疑・討論・採決　　（１３時１５分）

●議長
日程第１３、議案第３号「平成２７年度奈井江町老人総合福祉施設事業会計補正予算（第１号）」を議題とします。
提案理由の説明を求めます。
副町長。

（副町長　登壇）

●副町長
３２頁をお開き下さい。
議案第３号「平成２７年度奈井江町老人総合福祉施設事業会計補正予算（第１号）」
総則、第１条、平成２７年度奈井江町老人総合福祉施設事業会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。
業務の予定量の補正、第２条、平成２７年度奈井江町老人総合福祉施設事業会計予算第２条に定めた業務の予定量を、次のとおり補正する。
建設改良事業で２１８万２千円を追加し１，０５３万２千円。
資本的収入及び支出の補正、第３条、予算第４条中、「不足する額５万円」を、「不足する額１３万２千円」に、「過年度分損益勘定留保資金５万円」を、「過年度分損益勘定留保資金１３万２千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。
収入、第１款資本的収入２１０万円を追加し１，３８１万８千円。
支出、第１款資本的支出２１８万２千円を追加し１，３９５万円。
企業債の補正第４条、予算第５条に定めた限度額を、次のとおり補正する。
起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法の順で申し上げます。
介護機械器具整備事業、介護サービス施設整備事業債２１０万円を追加し２１０万円。
普通貸借又は証券発行で４％以内。ただし、利率見直し方式で借入れる資金の利率見直しを行った後については、当該見直し後の利率による。
政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協

定するものによる。ただし、企業財政の都合により措置期間及び償還期限を短縮し、または繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。
　次の頁をお開き下さい。
　重要な資産の取得の補正、第５条、予算第８条に定めた重要な資産の取得に、次の資産を追加する。
　取得する資産と致しまして、業務用洗濯機の購入を追加するものであります。
　平成２７年９月８日提出、奈井江町長。
　資本的支出から説明を申し上げます。
　３５頁をお開き下さい。
　資本的支出、建設改良費の資産購入費では、介護機械器具整備と致しまして、業務用洗濯機の更新に係る費用２１８万２千円を追加計上致しております。
　資本的収入の企業債では、介護機械器具整備に係る財源として特別企業債２１０万円を追加計上。
　以上の結果、単年度実質収支で１５１万８千円の黒字、繰越実質収支では３，１００万８千円の黒字を見込んでおります。
　以上、補正予算の概要について説明致しましたので、よろしくご審議の上、ご決定をお願い致します。

●議長
　説明が終わりましたので、質疑を行います。

（なし）

●議長
　質疑なしと認めます。
　討論を行います。

（なし）

●議長
　討論なしと認めます。
　議案第３号を採決します。
　本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（異議なし）

●議長
　異議なしと認めます。
　本案は、原案のとおり可決されました。

日程第１４　７議案一括上程・大綱説明　　（１３時１９分）

●議長

日程第１４、

認定第１号「平成２６年度奈井江町一般会計歳入歳出決算の認定について」

認定第２号「平成２６年度奈井江町国民健康保険事業会計歳入歳出決算の認定について」

認定第３号「平成２６年度奈井江町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」

認定第４号「平成２６年度奈井江町下水道事業会計歳入歳出決算の認定について」

認定第５号「平成２６年度奈井江町立国民健康保険病院事業会計歳入歳出決算の認定について」

認定第６号「平成２６年度奈井江町老人保健施設事業会計歳入歳出決算の認定について」

認定第７号「平成２６年度奈井江町老人総合福祉施設事業会計歳入歳出決算の認定について」

以上、７議案を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

説明は大綱説明とします。

副町長。

（副町長　登壇）

●副町長

議案書の５３頁以降を説明を申し上げます。

それぞれ決算書につきましては、お手元の方にあると思いますけれども、議案書に基づいて説明をさせて頂きますので、よろしくお願いを致します。

５３頁の認定第１号「平成２６年度奈井江町一般会計歳入歳出決算の認定について」

地方自治法第２３３条第３項の規定により、平成２６年度奈井江町一般会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

平成２７年９月８日提出、奈井江町長。

平成２６年度一般会計の歳入歳出決算額は、歳入総額で４９億４，８３４万９千円、歳出総額４８億７，９３３万４千円、歳入歳出差引６，９０１万５千円となり、翌年度に繰り越す財源５，５００万８千円を差し引き、実質収支は６，３５０万７千円であります。

歳出につきましては、交流プラザみなクルの建設、奈井江小学校大規模改造工事の完了などにより、歳出総額では前年度と比べ３億７，０４３万１千円７．１%の減となっ

ております。
　歳入につきましては、歳出でもご説明致しました学校施設環境改善交付金、町債である交流プラザ建設事業債などの減により、歳入総額で前年度と比べまして３億７，４５８万４千円７．０％の減となっております。
　予算の執行にあたっては、社会変化に的確にかつ迅速に対応し、町民生活の向上に向けたまちづくり計画の推進を図ってきた一方で、健全財政の堅持に意を用い、経費の抑制と効率的活用に努めてきたところであります。
　次の頁をお開き下さい。
　認定第２号「平成２６年度奈井江町国民健康保険事業会計歳入歳出決算の認定について」
　地方自治法第２３３条第３項の規定により、平成２６年度奈井江町国民健康保険事業会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。
　平成２７年９月８日提出、奈井江町長。
　国民健康保険事業会計決算の２６年度決算額におきましては、歳入総額２億４，３１７万６千円、歳出総額２億４，１３２万５千円、実質収支額は１８５万１千円となっております。
　歳出の主な内容につきましては、広域連合負担金で、対前年度比２．４％減の２億３，６００万７千円の支出をしており、歳入につきましては、国民健康保険税で、対前年度と比べ１０．４％減の１億３，４２８万５千円、繰入金では､前年度と比べ６．６％増の４，８３３万７千円、諸収入で前年度と比べまして１１．１％減の５，４９７万３千円となっております。
　次に、５５頁の認定第３号でありますが「平成２６年度奈井江町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」
　地方自治法第２３３条第３項の規定により、平成２６年度奈井江町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。
　平成２７年９月８日提出、奈井江町長。
　２６年度の後期高齢者医療特別会計の歳入総額は９，２３４万９千円、歳出総額は９，１９１万６千円で、実質収支額は４３万３千円となっております。
　歳出の主な内容は、道の後期高齢者医療広域連合納付金で、対前年度比３．３％増の９，１６６万１千円を支出、歳入につきましては、後期高齢者医療保険料、対前年度比で０．１％減の６，１１３万３千円、繰入金３，０９９万６千円となっております。
　５６頁、認定第４号「平成２６年度奈井江町下水道事業会計歳入歳出決算の認定について」
　地方自治法第２３３条第３項の規定により、平成２６年度奈井江町下水道事業会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。
　平成２７年９月８日提出、奈井江町長。
　下水道事業会計の２６年度決算額の歳入総額は５億２５７万９千円、歳出総額が４億９，７１１万３千円で、実質収支額は５４６万６千円となっております。
　下水道事業の主なものは、公共下水道汚水桝新設１ヶ所、個別排水処理施設設置工事

２ヶ所の整備を行って参りました。
　なお、これらの整備により、平成２６年度末の下水道普及率は、合併処理浄化槽を含めた生活排水総合普及率で９４．９％となり、水洗化件数は２，５２０件となっております。
　次の頁、５７頁の認定第５号「平成２６年度奈井江町立国民健康保険病院事業会計歳入歳出決算の認定について」
　地方自治法第２３３条第３項の規定により、平成２６年度奈井江町立国民健康保険病院事業会計歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。
　平成２７年９月８日提出、奈井江町長。
　国民健康保険病院事業会計の平成２６年度の収益的収支、収入では１１億１，３０３万８千円、支出では１１億８，４２０万１千円となり、当年度の純損失は７，１１６万３千円であります。
　資本的収支では、収入が２億３，７５６万９千円、支出が２億７，２３５万円となり、不足する額３，４７８万１千円につきましては、過年度分損益勘定留保資金で補填を致しております。
　なお、平成２６年度につきましては、給与費の減少、薬品費の単価見直し、経費の節約に努めて参りましたが、特別損失において、公営企業会計の改正に伴う賞与引当金の計上などにより、単年度実質収支では３，１７４万２千円の赤字、２６年度末の繰越実質収支では２億５，９１８万８千円の黒字となっております。
　次に５８頁をお開き下さい。
　認定第６号「平成２６年度奈井江町老人保健施設事業会計歳入歳出決算の認定について」
　地方自治法第２３３条第３項の規定により、平成２６年度奈井江町老人保健施設事業会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。
　平成２７年９月８日提出、奈井江町長。
　老人保健施設事業会計の２６年度の収益的収支では収入が２億１，５６３万１千円、支出が２億３，５４２万４千円となり、当年度の純損失は１，９７９万３千円となっております。
　資本的収支では、収入が６６０万円、支出が２，６５７万９千円となり、不足する額１，９９７万９千円は、過年度分損益勘定留保資金で補填を致しました。
　なお、平成２６年度につきましては、入所者及び利用者の減少、また給与費等の増加により、単年度実質収支で２，６７９万５千円の赤字となり、平成２６年度末の繰越実質収支では１，８６７万３千円の黒字であります。
　５９頁の認定第７号「平成２６年度奈井江町老人総合福祉施設事業会計歳入歳出決算の認定について」
　地方自治法第２３３条第３項の規定により、平成２６年度奈井江町老人総合福祉施設事業会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。
　平成２７年９月８日提出、奈井江町長。
　最後になりますが、老人総合福祉施設事業会計の２６年度の収益的収支では、収入が

３億２，３８１万４千円、支出が３億７，４２７万９千円となり、当年度純損失は５，０４６万５千円であります。
　資本的収支では、収入が１億４７４万１千円、支出が１億５０５万４千円となり、不足する額３１万３千円につきましては、過年度分損益勘定留保資金で補填を致しております。
　なお、平成２６年度につきましては、施設入所者等の利用者は増加致しましたが、給与費及び減価償却費などの増加により、単年度実質収支で２，５３７万４千円の赤字、２６年度末繰越実質収支では３，４６４万６千円の黒字となっております。
　以上、平成２６年度の７会計の決算概要について、一括して説明をさせて頂きました。
　よろしくご審議の上、ご認定下さいますよう、お願いを申し上げます。

（大綱質疑）

●議長
　７議案に対する大綱質疑を行います。

（なし）

●議長
　質疑なしと認めます。

（特別委員会の設置）

●議長
　おはかりします。
　認定第１号、第２号、第３号、第４号、第５号、第６号、第７号については、議長、議選監査委員の森岡議員を除く全議員をもって構成する「決算審査特別委員会」を設置し、又、地方自治法第９８条の規定による議会の権限を付与し、これに付託の上、審査することにしたいと思います。
　ご異議ありませんか。

（異議なし）

●議長
　異議なしと認めます。
　認定第１号、第２号、第３号、第４号、第５号、第６号、第７号については、議長、議選監査委員の森岡議員を除く全議員をもって構成する「決算審査特別委員会」を設置

し、又、地方自治法第９８条の規定による議会の権限を付与し、これに付託の上、審査することに決定しました。
　おはかりします。
　只今、付託されました認定第１号、第２号、第３号、第４号、第５号、第６号、第７号については、会議規則第４５条第１項の規定により、９月１４日までに審査が終わるよう期限を付けたいと思います。
　ご異議ありませんか。

（異議なし）

●議長
　異議なしと認めます。
　認定第１号、第２号、第３号、第４号、第５号、第６号、第７号については、９月１４日までに審査が終わるよう期限を付けることに決定しました。
　特別委員会の正副委員長互選のため、しばらく休憩します。

（休憩）　（１３時３２分）

（特別委員会の互選結果報告）　（１３時３６分）

●議長
　会議を再開します。
　休憩中に、特別委員会の正副委員長の互選結果が、議長に届いておりますので、事務局長に報告させます。
　事務局長。

●事務局長
　決算審査特別委員会の正副委員長の互選結果についてご報告を申し上げます。
　決算審査特別委員会の委員長には大矢議員、副委員長には遠藤議員。
　以上でございます。

●議長
　只今の報告のとおり、決算審査特別委員会の委員長には大矢議員、副委員長には遠藤議員を選任することにご異議ありませんか。

（異議なし）

●議長
　異議なしと認めます。

決算審査特別委員会の委員長には大矢議員、副委員長には遠藤議員を選任することに決定しました。

日程第１５　請願第１号の上程・付託　（１３時３７分）

●議長
日程第１５、請願第１号「「介護報酬の再改定を求める意見書」の採択を求める請願書」を議題とします。
請願書の写しをお手元に配布しておりますので、表題のみ事務局長に朗読させます。
事務局長。

●事務局長
（請願第１号）朗読。

●議長
紹介議員の補足説明があれば発言を許します。
三浦議員。

●５番
今年度より、４月より実施されました介護報酬は、介護サービスの充実にプラス０．５６％、処遇改善プラス１．６５％を除くとマイナス４．４８％の大幅なマイナス改定となっております。
各種報道では、全国各地で、すでに「採算」の合わない事業所の閉鎖・撤退がはじまっており、地域によっては介護報酬の引き下げが住民から介護サービスを奪う事態となっているとも伝えられています。
特に広大な過疎地を抱える北海道では、この影響は深刻です。
このような実態から、誰もが安心して利用できる介護制度の実現のために、平成２８年度予算において、介護事業所と介護労働者が充実したサービスを提供できるよう、介護報酬のマイナス改定を見直すことを、衆参議長、内閣総理大臣、財務大臣、法務大臣、厚生労働大臣に要請するものであります。
各議員のご理解とご賛同をお願い致します。

●議長
おはかりします。
請願第１号は、奈井江町議会会議規則第９０条第１項の規定により、所管のまちづくり常任委員会に付託をしたいと思いますが、ご異議ありませんか。
（異議なし）

●議長
　異議なしと認めます。
　請願第１号は、まちづくり常任委員会に付託することに決定しました。
　おはかりします。
　只今、まちづくり常任委員会に付託しました請願第１号につきましては、会議規則第４５条第１項の規定により、９月１４日までに審査が終わるよう期限を付けたいと思います。
　ご異議ありませんか。

（異議なし）

●議長
　異議なしと認めます。
　請願第１号については、９月１４日までに審査が終わるよう期限を付けることに決定しました。

閉会

●議長
　おはかりします。
　９月９日から９月１４日までの６日間は、委員会開催及び議案調査のため、休会としたいと思います。
　ご異議ありませんか。

（異議なし）

●議長
　異議なしと認めます。
　委員会開催及び議案調査のため、９月９日から９月１４日までの６日間は休会とすることに決定致しました。
　以上で、本日予定した議事日程を全部終了しました。
　本日はこれで散会と致します。
　なお、１５日は、午前１０時００分より会議を再開します。
　大変にどうもご苦労さまでした。

（１３時４０分）

平成２７年第３回奈井江町議会定例会

平成２７年９月１５日（火曜日）
午前９時５８分開会

○ 議事日程（第２号）

第１　会議録署名議員の指名について
第２　認定第１号　平成２６年度奈井江町一般会計歳入歳出決算の認定について
　　認定第２号　平成２６年度奈井江町国民健康保険事業会計歳入歳出決算の認定について
　　認定第３号　平成２６年度奈井江町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
　　認定第４号　平成２６年度奈井江町下水道事業会計歳入歳出決算の認定について
　　認定第５号　平成２６年度奈井江町立国民健康保険病院事業会計歳入歳出決算の認定について
　　認定第６号　平成２６年度奈井江町老人保健施設事業会計歳入歳出決算の認定について
　　認定第７号　平成２６年度奈井江町老人総合福祉施設事業会計歳入歳出決算の認定について
第３　議案第４号　奈井江町手数料条例の一部を改正する条例
第４　議案第５号　奈井江町個人情報保護条例の一部を改正する条例
第５　議案第６号　奈井江町営バス運行条例の一部を改正する条例について
第６　議案第７号　奈井江町介護サービス事業条例の一部を改正する条例
第７　議案第１２号　財産の減額譲渡について
第８　議案第８号　北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について
第９　議案第９号　北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について
第10　議案第１０号　北海道市町村総合事務組合規約の変更について
第11　議案第１１号　教育長の任命につき同意を求めることについて
第12　請願第１号　「介護報酬の再改定を求める意見書」の採択を求める請願書
第13　意見案第１号　林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書
第14　調査第１号　議会運営委員会の調査の付託について
第15　調査第２号　まちづくり常任委員会の調査の付託について
第16　調査第３号　広報常任委員会の調査の付託について

○ 出席議員（９名）

１番　大関光敏　　２番　竹森　毅

３番　遠藤共子　　４番　石川正人
５番　三浦きみ子　　６番　森岡新二
８番　大矢雅史　　９番　森山務

○ 欠席議員（１人）
７番　笹木利津子

○ 地方自治法第１２１条により出席した者の氏名（１７名）

町長	北良治
副町長	三本英司
教育長	萬博文
会計管理者	篠田茂美
ふるさと振興参事	碓井直樹
まちづくり課長	相澤公
くらしと財務課長	小澤克則
おもいやり課長	馬場和浩
ふるさと商工課長	横山誠
ふるさと創生課長	石塚俊也
まちなみ課長	大津一由
健康ふれあい課長	小澤敏博
やすらぎの家施設長	表久義
教育次長	山﨑静
くらしと財務課長補佐	秋葉秀祐
教育委員長	堀美鈴
代表監査委員	中野浩二

〇欠席した者の氏名（０名）

○ 職務のために出席した者の職氏名（２名）

議会事務局長	岩口茂
庶務係長	栗山ひろみ

（９時５８分）

開会・挨拶

●議長
只今、出席議員８名で定足数に達していますので、これから会議を再開致します。

会議を始める前に、この度、関東及び東北一部について、予想外の多雨による洪水被害が発生していることに関しまして、被災されている皆様方にお見舞いを申し上げたいと思います。
それでは会議を始めます。

日程第１　会議録署名議員の指名

●議長
日程第１、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第１２２条の規定により、１番大関議員、６番森岡議員を指名します。

日程第２　７議案一括上程・報告

●議長
日程第２
認定第１号「平成２６年度奈井江町一般会計歳入歳出決算の認定について」
認定第２号「平成２６年度奈井江町国民健康保険事業会計歳入歳出決算の認定について」
認定第３号「平成２６年度奈井江町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」
認定第４号「平成２６年度奈井江町下水道事業会計歳入歳出決算の認定について」
認定第５号「平成２６年度奈井江町立国民健康保険病院事業会計歳入歳出決算の認定について」
認定第６号「平成２６年度奈井江町老人保健施設事業会計歳入歳出決算の認定について」
認定第７号「平成２６年度奈井江町老人総合福祉施設事業会計歳入歳出決算の認定について」
以上、７議案を一括議題とします。
７議案については、決算審査特別委員長より、審査報告書が議長に提出されておりますので、事務局長に朗読させます。
事務局長。

●事務局長
（審査報告書）朗読。

●議長

決算審査特別委員長の細部報告について、発言を許します。
決算審査特別委員会、委員長、８番大矢議員。

（特別委員長　登壇）

●８番
皆さん、おはようございます。
平成２６年度に関する決算審査特別委員会の審査結果について、ご報告致します。
平成２７年９月８日の第３回定例会におきまして付託されました、認定第１号、認定第２号、認定第３号、認定第４号、認定第５号、認定第６号、認定第７号の審査を行なうため、９月９日、１０日の両日、役場３階大会議室において、提出された決算書並びに関係資料と各担当課の説明を求めながら、慎重に審査を実施したところであります。
最初に審査の結論を申し上げますと、今ほど局長から報告ありましたとおり、認定第１号から認定第７号まで、７会計の決算について、全て全会一致をもって認定されました。
併せて監査委員の決算監査意見書について適切であるとして承認することに決定しました。
急速に進む少子高齢化や過疎化など、地方自治を取り巻く環境が非常に厳しい状況下にあって、計画的なまちづくりと徹底した行財政改革の結果、平成２６年度にあっても、各会計とも実質赤字等は発生しておらず、実質赤字比率、連結実質赤字比率は該当せず、実質公債費比率、将来負担比率とも健全財政を堅持されていることを総合評価するものであります。
それでは、具体的に出されました主な意見、要望につきまして、ご報告申し上げます。
まず最初に、一般会計の歳入についてであります。
町税は町政運営の自主財源であり、納税者の公平性を図る上でも、今後も徴収率の向上に努め、財源の確保に更なる努力を願うものであります。
また、各使用料、国保税、下水道使用料、企業会計の医療費等の徴収における職員の日々の努力を評価するものであります。
引き続き、個々の滞納状況に応じた対策を講じ、収納率の向上に向け努力願いたい。
次に、一般会計歳出についてであります。
定住対策では、土地購入やリフォームに対する助成など、積極的な施策の充実により成果が表れているなど評価するものであります。
今後においても、まちづくりの重要な施策の一つであり、新たな取り組みと共に、定住化が一層進むよう大いに期待するものであります。
次に、役場庁舎においては、近年、自然災害が多発する傾向にあり、町政の拠点、災害時の対策本部となるなど重要な施設であります。
耐震診断の結果が基準値を下まわっており、庁舎整備にあたり、計画的な整備基金積み立てと共に、公共施設等総合管理計画などにおいて十分検討されるよう望むものであります。

次に、防災対策では、全町防災訓練の開催や防災備蓄品の計画的な整備を進めていますが、今後においても、町民の安心・安全を守るためにも、一層の整備充実について努力願うものであります。

次に、健康づくりの推進では、地域はもとより高校や事業所などとの職域連携強化に努めていることを評価するものであります。

各種検診、予防事業などは、町民の健康保持に欠かせないものです。

今後においても、健康づくりへの理解が一層深まるよう努めていただきたい。

次に、農政につきましては、本町のブランド品種「ゆめぴりか」は、空知管内において、トップクラスの品質を維持していることに対し、生産者、関係機関のたゆまない努力に敬意を表するものであります。

引き続き、計画的な基盤整備や、ＪＡ・関係機関との連携による、農産品ブランド化の推進への支援、ＰＲなどに努めていただきたい。

次に、林業では、森林の有する多面的機能を将来にわたって保全することが必要です。

今後とも、町有林の適正な保全管理及び、民有林の造林に対する奨励補助の促進など、関係機関と共に森林整備に努めていただきたい。

次に、公園の維持管理では、長寿命化計画に基づき整備に取り組まれているところではありますが、公園の機能を低下させないよう、樹木剪定等の管理について年次的に予算化するなど、環境の整備を図るよう要望するものであります。

次に、奈井江商業高校への支援策では、町として高校との連携・情報を共有しながら、支援を充実してきたことを高く評価するものであります。

今後においても、少子化が一層進行する中、生徒確保は年々厳しい状況下にあります。

引き続き、魅力ある学校づくり、地元高校の存続に向けた支援の推進に努めていただきたい。

次に、特別会計の国民健康保険事業会計についてであります。

被保険者、国保税の減少など厳しい財政運営が推測されます。

今後とも、医療費の動向、基金残高の推移などを充分検討し、中期的展望に立ち健全な運営に向け努力願いたい。

次に、病院会計についてであります。

地域医療を取り巻く状況は、医師不足や看護師不足など、依然として厳しい状況が続いています。

引き続き地元医歯会、砂川市立病院との連携の推進とともに、町立病院としての役割を明確にしながら、経営の安定化に努力願いたい。

次に、老人保健施設会計及び老人総合福祉施設会計では、利用者の高齢化、介護度の重度化が進んでいます。

今後においても、その役割を果たしていくためのサービス体制の充実や環境整備を図るなど、町民が利用しやすい施設づくりに努めていただきたい。

以上、意見・要望の概要を申し上げましたが、委員会審議において出された意見要望も含めて、充分検討され対応されるよう望むものであります。

以上、決算審査特別委員会の報告と致します。

認定第１号の討論・採決　　（１０時１０分）

●議長
　認定第１号「平成２６年度奈井江町一般会計歳入歳出決算の認定について」に対する討論を行います。

（なし）

●議長
　討論なしと認めます。
　認定第１号を採決します。
　本案に対する委員長の報告は認定であります。
　本案は、委員長の報告のとおり認定することに、ご異議ありませんか。

（異議なし）

●議長
　異議なしと認めます。
　本案は、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

認定第２号の討論・採決

●議長
　認定第２号「平成２６年度奈井江町国民健康保険事業会計歳入歳出決算の認定について」に対する討論を行います。

（なし）

●議長
　討論なしと認めます。
　認定第２号を採決します。
　本案に対する委員長の報告は認定であります。
　本案は、委員長の報告のとおり認定することに、ご異議ありませんか。

（異議なし）

●議長
　異議なしと認めます。
　本案は、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

認定第３号の討論・採決

●議長
　認定第３号「平成２６年度奈井江町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」に対する討論を行います。

（なし）

●議長
　討論なしと認めます。
　認定第３号を採決します。
　本案に対する委員長の報告は認定であります。
　本案は、委員長の報告のとおり認定することに、ご異議ありませんか。

（異議なし）

●議長
　異議なしと認めます。
　本案は、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

認定第４号の討論・採決

●議長
　認定第４号「平成２６年度奈井江町下水道事業会計歳入歳出決算の認定について」に対する討論を行います。

（なし）

●議長
　討論なしと認めます。
　認定第４号を採決します。
　本案に対する委員長の報告は認定であります。
　本案は、委員長の報告のとおり認定することに、ご異議ありませんか。

（異議なし）

●議長
　異議なしと認めます。
　本案は、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

認定第５号の討論・採決

●議長
　認定第５号「平成２６年度奈井江町立国民健康保険病院事業会計歳入歳出決算の認定について」に対する討論を行います。

（なし）

●議長
　討論なしと認めます。
　認定第５号を採決します。
　本案に対する委員長の報告は認定であります。
　本案は、委員長の報告のとおり認定することに、ご異議ありませんか。

（異議なし）

●議長
　異議なしと認めます。
　本案は、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

認定第６号の討論・採決

●議長
　認定第６号「平成２６年度奈井江町老人保健施設事業会計歳入歳出決算の認定について」に対する討論を行います。

（なし）

●議長
　討論なしと認めます。

認定第６号を採決します。
本案に対する委員長の報告は認定であります。
本案は、委員長の報告のとおり認定することに、ご異議ありませんか。

（異議なし）

●議長
異議なしと認めます。
本案は、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

認定第７号の討論・採決

●議長
認定第７号「平成２６年度奈井江町老人総合福祉施設事業会計歳入歳出決算の認定について」に対する討論を行います。

（なし）

●議長
討論なしと認めます。
認定第７号を採決します。
本案に対する委員長の報告は認定であります。
本案は、委員長の報告のとおり認定することに、ご異議ありませんか。

（異議なし）

●議長
異議なしと認めます。
本案は、委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

日程第３　議案第４号の上程・説明・質疑・討論・採決　　（１０時１４分）

●議長
日程第３、議案第４号「奈井江町手数料条例の一部を改正する条例」を議題とします。
提案理由の説明を求めます。
副町長。

（副町長　登壇）

●副町長
　おはようございます。
　定例会のご出席、ご苦労さまでございます。
　議案書の３６頁をお開き下さい。
　議案第４号「奈井江町手数料条例の一部を改正する条例」
　奈井江町手数料条例の一部を次のように改正する。
　平成２７年９月８日提出、奈井江町長。
　本条例は、住民基本台帳法の改正に伴う条文整理と、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、社会保障税番号制度、いわゆるマイナンバー制度の導入による通知カード及び個人番号カードの再交付手数料について、新たに定めるとともに、住民基本台帳カードの交付手数料を廃止するため、改正をしようとするものであります。
　附則において、マイナンバーの住民通知が始まる平成２７年１０月５日からの施行日とし、住民基本台帳カードの交付手数料の廃止と、個人番号カードの再交付手数料については、個人番号カードの交付が始まる平成２８年１月１日からの施行日としております。
　よろしくご審議の上、ご決定をお願い致します。

●議長
　説明が終わりましたので、質疑を行います。

（なし）

●議長
　質疑なしと認めます。
　討論を行います。

（なし）

●議長
　討論なしと認めます。
　議案第４号を採決します。
　本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（異議なし）

●議長

異議なしと認めます。
本案は、原案のとおり可決されました。

日程第４　議案第５号の上程・説明・質疑・討論・採決　　（１０時１６分）

●議長
日程第４、議案第５号「奈井江町個人情報保護条例の一部を改正する条例」を議題とします。
提案理由の説明を求めます。
副町長。

（副町長　登壇）

●副町長
議案書の３８頁をお開き下さい。
議案第５号「奈井江町個人情報保護条例の一部を改正する条例」
奈井江町個人情報保護条例の一部を次のように改正する。
平成２７年９月８日提出、奈井江町長。
本条例につきましては、先ほどと同様でありますが、社会保障税番号制度、いわゆるマイナンバー制度の導入に伴い、規定の個人情報保護条例の一部改正を行うものであり、特定個人情報などの定義を行うとともに、特定個人情報の利用や停止、訂正など、その取扱いについて定めるものであります。
なお、補足においてマイナンバーの住民通知が始まります１０月５日を施行日としております。
以上、奈井江町個人情報保護条例の一部を改正する条例について説明致しましたので、よろしくご審議の上、ご決定をお願い致します。

●議長
説明が終わりましたので、質疑を行います。

（なし）

●議長
質疑なしと認めます。
討論を行います。

（なし）

●議長
　討論なしと認めます。
　議案第５号を採決します。
　本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（異議なし）

●議長
　異議なしと認めます。
　本案は、原案のとおり可決されました。

日程第５　議案第６号の上程・説明・質疑・討論・採決　　（１０時１８分）

●議長
　日程第５、議案第６号「奈井江町営バス運行条例の一部を改正する条例」を議題とします。
　提案理由の説明を求めます。
　副町長。

（副町長　登壇）

●副町長
　議案書４２頁をお開き下さい。
　議案第６号「奈井江町営バス運行条例の一部を改正する条例」
　奈井江町営バス運行条例の一部を次のように改正する。
　平成２７年９月８日提出、奈井江町長。
　本条例につきましては、６月２４日開催の地域公共交通会議において審議を行った、市街地循環線の変更及び乗継料金の創設について改正を行おうとするものであります。
　市街地循環線においては、南北２本のルートを１本に統合するとともに、市街地循環線と向ヶ丘線を乗り継ぐ乗客のために、通常の乗車料金の半額となります乗継料金を新たに創設しようとするものであります。
　なお、附則において、１０月１日を施行日としております。
　以上、奈井江町営バス運行条例の一部を改正する条例について説明致しましたので、よろしくご審議の上、ご決定をお願い致します。

●議長
　説明が終わりましたので、質疑を行います。

（なし）

●議長
　質疑なしと認めます。
　討論を行います。

（なし）

●議長
　討論なしと認めます。
　議案第６号を採決します。
　本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（異議なし）

●議長
　異議なしと認めます。
　本案は、原案のとおり可決されました。

日程第６　議案第７号の上程・説明・質疑・討論・採決　　（１０時２０分）

●議長
　日程第６、議案第７号「奈井江町介護サービス事業条例の一部を改正する条例」を議題とします。
　提案理由の説明を求めます。
　副町長。

（副町長　登壇）

●副町長
　議案書の４３頁をお開き下さい。
　議案第７号「奈井江町介護サービス事業条例の一部を改正する条例」
　奈井江町介護サービス事業条例の一部を次のように改正する。
　平成２７年９月８日提出、奈井江町長。
　本案につきましては、介護保険法第１４５条の４５に基づく、介護予防・日常生活支援総合事業の実施に伴う条文の追加及び文言の整理を行うため、本条例の一部を改正しようとするものであります。
　概要につきまして、担当課長から説明させますので、よろしくご審議の上、ご決定を

お願い致します。

●議長
　健康ふれあい課長。

●健康ふれあい課長
　おはようございます。
　それでは、議案第７号「奈井江町介護サービス事業条例の一部を改正する条例」の概要につきまして、ご説明を申し上げます。
　本条例につきましては、介護保険法の一部改正によりまして、介護予防・日常生活支援総合事業を、本年１０月１日から実施することに伴い、現在、やすらぎの家で行っております介護予防通所介護事業と地域包括支援センターで行っております介護予防支援事業を、この総合事業に移行するため、一部を改正するものであります。
　それでは、改正の内容につきまして、別冊でお配りをしております定例会資料５の新旧対照表におきましてご説明申し上げます。
　１４頁をお開き頂きたいと思います。
　第２条では、第２項で定めておりました介護予防通所介護と介護予防支援事業を、介護予防・日常生活支援総合事業として区分するため、新たに第３項を追加するものであります。
　１５頁にわたります第３条では、第２条の改正によりまして、介護予防通所介護事業所の名称を、介護予防通所介護事業所から通所介護相当サービス事業所に変更するとともに、新たに第３号を追加するものであります。
　１６頁にわたります第４条では、第２条の改正による文言の整理と、新たに第３項を追加するものであります。
　２２頁にわたります第６条では、同じく第２条及び第４条の改正による文言の整理と、第１項において第６号、第７号を追加し、合わせて施設入所サービス及び短期入所サービスにおける食費、居住費及び滞在費を「厚生労働大臣が定める費用の額」として文言を整理するものであります。
　なお、本条例の施行につきましては、平成２７年１０月１日からとするものでありますが、別表の改正のうち費用の額の欄を改める部分につきましては、公布の日からとするものであります。
　以上、本条例の概要につきましてご説明申し上げました。
　よろしくご審議の上、ご決定をお願い申し上げます。

●議長
　説明が終わりましたので、質疑を行います。

（なし）

●議長
　質疑なしと認めます。
　討論を行います。

（なし）

●議長
　討論なしと認めます。
　議案第７号を採決します。
　本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（異議なし）

●議長
　異議なしと認めます。
　本案は、原案のとおり可決されました。

日程第７　議案第１２号の上程・説明・質疑・討論・採決　　（１０時２５分）

●議長
　日程第７、議案第１２号「財産の減額譲渡について」を議題とします。
　提案理由の説明を求めます。
　副町長。

（副町長　登壇）

●副町長
　追加でお配りをしております議案書６０頁をお開き下さい。
　議案第１２号「財産の減額譲渡について」
　次のとおり財産を減額して譲渡することについて、地方自治法第９６条第１項第６号の規定に基づき、町議会の議決を求める。
　平成２７年９月１５日提出、奈井江町長。
　減額譲渡する財産につきましては、土地で、奈井江町字奈江原野２０２８番地１及び２０２８番地２１の内のものであります。
　地目は宅地で５５０㎡以内。
　譲渡価格は１㎡あたり７３０円とするものであります。
　減額譲渡する相手方は、奈井江町字東奈井江７７番地の社会福祉法人、ないえ福祉会であります。

減額譲渡する理由は、社会福祉法人が行う町内業者による集合住宅建設の支援を行い、もって福祉の増進を図るため、本財産を民間アパート建設事業の対象地と定め、奈井江町地域協働民間アパート建設事業実施要領の規定により、基準価格の１割の額で譲渡することと致したいとするものであります。
よろしくご審議の上、ご決定をお願い致します

●議長
説明が終わりましたので、質疑を行います。

（なし）

●議長
質疑なしと認めます。
討論を行います。

（なし）

●議長
討論なしと認めます。
議案第１２号を採決します。
本案は原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（異議なし）

●議長
異議なしと認めます。
本案は、原案のとおり可決されました。

日程第８　議案第８号の上程・説明・質疑・討論・採決　　（１０時２７分）

●議長
日程第８、議案第８号「北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について」を議題とします。
提案理由の説明を求めます。
副町長。

（副町長　登壇）

●副町長
　議案書の４６頁をお開き下さい。
　議案第８号「北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について」
　地方自治法第２８６条第１項の規定により、北海道市町村職員退職手当組合規約を次のとおり変更する。
　平成２７年９月８日提出、奈井江町長。
　北海道市町村職員退職手当組合規約の一部を変更する規約。
　北海道市町村職員退職手当組合規約の一部を次のように変更する。
　本案につきましては、構成団体について６団体の脱退並びに１団体の加入に伴う北海道市町村職員退職手当組合規約別表を変更することと、規約を左横書きに改めることについて協議するため、提出するものであります。
　よろしくご審議の上、ご決定をお願い致します。

●議長
　説明が終わりましたので、質疑を行います。

（なし）

●議長
　質疑なしと認めます。
　討論を行います。

（なし）

●議長
　討論なしと認めます。
　議案第８号を採決します。
　本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（異議なし）

●議長
　異議なしと認めます。
　本案は、原案のとおり可決されました。

日程第９　議案第９号の上程・説明・質疑・討論・採決　　（１０時２９分）

●議長

日程第９、議案第９号「北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について」を議題とします。
提案理由の説明を求めます。
副町長。

（副町長　登壇）

●副町長
議案書の４８頁をお開き下さい。
議案第９号「北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について」
地方自治法第２８６条第１項の規定により、北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約を次のとおり変更する。
平成２７年９月８日提出、奈井江町長。
北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の一部を変更する規約。
北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の一部を次のように変更する。
平成２８年４月１日から施行しようとするものでありますが、本案につきましては、北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約第１条の整備、また、構成団体について先ほどと同様であります６団体の脱退と１団体の加入について規約別表を変更しようとするものでありますので、よろしくご審議の上、ご決定をお願い致します。

●議長
説明が終わりましたので、質疑を行います。

（なし）

●議長
質疑なしと認めます。
討論を行います。

（なし）

●議長
討論なしと認めます。
議案第９号を採決します。
本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（異議なし）

●議長

異議なしと認めます。
本案は、原案のとおり可決されました。

日程第１０　議案第１０号の上程・説明・質疑・討論・採決　　（１０時３０分）

●議長
日程第１０、議案第１０号「北海道市町村総合事務組合規約の変更について」を議題とします。
提案理由の説明を求めます。
副町長。

（副町長　登壇）

●副町長
議案書の４９頁をお開き下さい。
議案第１０号「北海道市町村総合事務組合規約の変更について」
地方自治法第２８６条第１項の規定により、北海道市町村総合事務組合規約を次のように変更する。
平成２７年９月８日提出、奈井江町長。
北海道市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約。
北海道市町村総合事務組合規約の一部を次のように変更する。
本改正につきましては、２８年の４月１日から施行しようとするものでありますが、構成団体について、先ほどと同様６団体の脱退と１団体の加入に伴う、北海道市町村総合事務組合規約別表第１の変更と、合わせまして、共同処理する第１項から第７項までの事務について５団体の脱退と１８団体の加入、及び共同処理する第９項の事務について、６団体の脱退と１団体の加入に伴う同規約別表第２の変更について協議をするため提案するものであります。
よろしくご審議の上、ご決定をお願い致します。

●議長
説明が終わりましたので、質疑を行います。

（なし）

●議長
質疑なしと認めます。
討論を行います。

（なし）

●議長
　討論なしと認めます。
　議案第１０号を採決します。
　本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（異議なし）

●議長
　異議なしと認めます。
　本案は、原案のとおり可決されました。

日程第１１　議案第１１号の上程・説明・質疑・討論・採決　　（１０時３２分）

●議長
　日程第１１、議案第１１号「教育長の任命につき同意を求めることについて」を議題とします。
　暫時休憩致します。

（教育長　退席）

●議長
　会議を再開します。
　提案理由の説明を求めます。
　町長。

（町長　登壇）

●町長
　おはようございます。
　定例会、ご苦労さまでございます。
　それでは、議案第１１号「教育長の任命につき同意を求めることについて」でございますが、奈井江町教育委員会教育長、萬博文氏が平成２７年１０月１５日付けをもって任期満了となりますので、引き続き、萬博文氏を任命致したく地方教育行政の組織及び運営に関する法律第４条第１項の規定によりまして、町議会の同意を求めるところでございます。
　平成２７年９月８日提出になっております。奈井江町長、北良治。

なお、履歴については次頁に記載されておりますので、よろしくご審議の上、ご決定頂きたいと思います。

●議長
人事案件ですので、特に質疑があれば発言を許します。

（なし）

●議長
質疑なしと認めます。
討論を行います。

（なし）

●議長
討論なしと認めます。
議案第１１号を採決します。
本案は、これに同意することに、ご異議ありませんか。

（異議なし）

●議長
異議なしと認めます。
本案は、これに同意することに決定しました。
暫時休憩致します。

（教育長　入場）

日程第１２　請願第１号の上程・報告・討論・採決　　（１０時３５分）

●議長
会議を再開します。
日程第１２、請願第１号「「介護報酬の再改定を求める意見書」の採択を求める請願書」を議題とします。
本請願につきましては、まちづくり常任委員長より、審査報告書が議長に提出されております。
審査報告書について、委員長の発言を許します。
まちづくり常任委員長、３番遠藤議員。

（まちづくり常任委員長　登壇）

●３番
　まちづくり常任委員会の審査報告を致します。
　９月８日、本会議において付託されました、請願第１号「介護報酬の再改定を求める意見書」の採択を求める請願書の審査を、８日役場議員控室にて委員会を開催し、審査を行いましたので、その結果をご報告申し上げます。
　請願第１号については、補佐人として、北海道勤医協労働組合 副委員長 室岡 昇 氏が同席され、紹介議員及び補佐人からの説明を受けた後、質疑を行い、慎重かつ熱心に審査を行った結果、不採択とすべきものと決定致しました。
　なお、その他、意見書（案）１件についても、合わせて審議したことをご報告申し上げます。
　審議致しました案件は、「林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書（案）」であります。
　以上、まちづくり常任委員会の報告と致します。

●議長
　これより討論を行います。
　請願第１号に対する委員長の報告は、不採択でありますので、まず、請願第１号に対し、賛成の方の発言を許します。
　５番三浦議員。

●５番
　本請願の採択を求める立場から発言します。
　北海道社会保障推進協議会のアンケート調査によりますと、今年度４月からの介護報酬引き下げにより、アンケートに答えた事業所の７８％で「減収」になり、１５％が「事業所廃止」を検討しているという回答であったということです。
　また、この度、請願を提出した北海道医療労働組合の説明では、札幌市の介護保険課事業指導担当の調査でも、昨年と比較して、「経営不振」と答えた事業所が２倍近く増えているということです。
　全国各地では、すでに「採算」の合わない事業所の閉鎖や撤退がはじまっており、広大な過疎地を抱える北海道では、訪問看護などいくつかのサービスが利用できない自治体も出てきています。
　介護従事者の確保と事業所の経営を守ることなしに、安心・安全な老後は考えられません。
　そのためには、国は介護に必要な予算を割き、利用者負担に依らない、介護労働者の処遇改善が必要です。
　以上の実態を踏まえ、本請願の採択に対し、全議員のご理解を賜りますようお願い致します。

●議長
　次に、請願第１号に対し、反対の方の発言を許します。
　６番森岡議員。

●６番
　只今、議題となっております請願第１号「介護報酬の再改定を求める意見書」の採択を求める請願につきまして、私は反対の立場より意見を申し上げます。
　今年度より実施されました介護報酬の減額により、介護サービスの現場に影響が出ているということは理解を致しますし、わが町におきましても、病院や老健、老人総合福祉施設の運営に大きな影響があることは、認識しております。
　しかしながら、現在の介護保険制度におきましては、３年に１度の見直しが法律で定められておる中、国、都道府県、市町村で５０％、残りの５０％を保険料でまかない運営されている現状、請願項目であります「平成２８年度予算において介護報酬のマイナス改定を見直す」ということだけを捉えることは、現実的ではないと思います。
　国への要望としては、これから将来にわたって、介護サービスの低下を招かないような公費負担のあり方や保険料など、介護保険制度全体の中で、施設の経営や継続、更に、そこで働く皆さんがより意欲を持って仕事に従事できるような介護報酬の見直しを求めるべきだと思います。
　合わせて、請願趣旨の中に数か所ではありますけれども、私の見解とは異なる説明をされている記述があり、このことについても、同意をすることは出来ません。
　以上のことから、私は、請願第１号「介護報酬の再改定を求める意見書」の採択を求める請願につきまして、反対を致します。

●議長
　他に討論はありませんか。

（なし）

●議長
　討論なしと認めます。
　これより、請願第１号を採決します。
　この採決は起立により行います。
　請願第１号に対する委員長報告は、不採択であります。
　請願第１号を、採択することに、賛成の方の起立を求めます。

（起立）

●議長

起立少数であります。
よって、請願第１号は、不採択することに決定致しました。

日程第１３　意見案第１号の上程・説明・質疑・討論・採決　　（１０時４２分）

●議長
日程第１３、意見案第１号「林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書」を議題とします。
事務局長に一部を省略し朗読させます。
事務局長。

●事務局長
（意見案第１号）朗読。

●議長
提案者の補足説明があれば、発言を許します。
３番遠藤議員。

●３番
林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書について補足説明をさせて頂きます。
本道の林業・木材産業は、山村地域を支える基幹産業として発展し、雇用の確保、地域経済の活性化など大きく寄与してきました。
一方、地球温暖化が深刻な環境問題となっている中で、二酸化炭素を吸収・固定する森林・木材に対し、大きな関心と期待が寄せられているが、我が国においては、化石燃料への依存が高く、森林や木材が果たす役割はこれまで以上に重要となっています。
今後、人工林資源が本格的な利用期を迎える中、地域の特性に応じた森林の整備・保全を着実に進めるとともに、森林資源の循環利用による林業・木材産業の成長産業化を実現するための施策の充実・強化を図ることが必要であり、強く要望するものであります。
以上のことから、全議員の賛同をお願い申し上げまして、補足説明と致します。

●議長
本案に対する質疑を行います。

（なし）

●議長

質疑なしと認めます。
討論を行います。

（なし）

●議長
討論なしと認めます。
意見案第１号を採決します。
本案は、提案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（異議なし）

●議長
異議なしと認めます。
本案は、提案のとおり可決されました。

日程第１４、調査第１号の上程・付託　（１０時４６分）

●議長
日程第１４、調査第１号「議会運営委員会の調査の付託について」を議題とします。
事務局長に朗読させます。
事務局長。

●事務局長
（調査第１号）朗読。

●議長
本案は、議会運営委員会に付託することに、ご異議ありませんか。

（異議なし）

●議長
異議なしと認めます。
本案は、議会運営委員会に付託することに決定しました。

日程第１５、調査第２号の上程・付託

●議長
　日程第１５、調査第２号「まちづくり常任委員会の所管事務調査の付託について」を議題とします。
　事務局長に朗読させます。
　事務局長。

●事務局長
（調査第２号）朗読。

●議長
　本案は、まちづくり常任委員会に付託することに、ご異議ありませんか。

（異議なし）

●議長
　異議なしと認めます。
　本案は、まちづくり常任委員会に付託することに決定しました。

日程第１６　調査第３号の上程・説明・付託　　（１０時４９分）

●議長
　日程第１６、調査第３号「広報常任委員会の所管事務調査の付託について」を議題とします。
　事務局長に朗読させます。
　事務局長。

●事務局長
（調査第３号）朗読。

●議長
　本案は、広報常任委員会に付託することに、ご異議ありませんか。

（異議なし）

●議長
　異議なしと認めます。
　本案は、広報常任委員会に付託することに決定しました。

閉会

●議長

以上で、本定例会に付議された案件の審議は、全部終了しました。

平成２７年奈井江町議会第３回定例会を閉会致します。

皆さん、大変ご苦労さまでした。

（１０時５０分）